

第 2 期東伊豆町子ども・子育て支援事業計画



令和 2 年 3 月 東伊豆町

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	東伊豆町の子ども・子育ての現状	4
1	東伊豆町の現状	4
2	第1期計画の評価	18
3	課題のまとめ	24
第3章	基本理念と基本的な考え方	25
1	基本理念	25
2	基本目標	26
3	施策の体系	27
第4章	子ども・子育て支援事業	28
1	教育・保育提供区域の設定	28
2	事業の概要	29
3	学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	30
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	34
第5章	施策の展開	38
1	安心して子どもを育てられるまち	38
2	親子の健康が保たれるまち	40
3	子どもが健やかに育つ教育があるまち	43
4	支援が必要な子育て家庭にやさしいまち	45
5	安心・安全に暮らせるまち	46
第6章	計画の推進	48
1	計画の推進体制	48
2	計画の進行管理	48
資料編		49

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子どもは、まちの次の時代を担うかけがえのない存在です。子どもたちが地域で健やかに育つためには、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備し、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

近年、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化、兄弟姉妹の数の減少等、子育て家庭を取り巻く環境が変化しており、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法に基づき、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度を構築しました。

また、平成 28 年 6 月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと変わるなど、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、平成 31 年 2 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

東伊豆町では、平成 27 年に「東伊豆町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもがすくすく育ち 子育てが楽しくなるまち東伊豆」をめざして、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりに取り組んできました。

また、社会環境の変化に伴う新たな課題や、国の動向に対応するため、第 1 期計画の進捗状況を踏まえた見直しを行い、幼児期の学校教育・保育、さらには、地域における多様な子ども・子育て支援を実施するとともに、すべての子どもや子育て家庭を地域全体で支える環境づくりを行い、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「第 2 期東伊豆町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

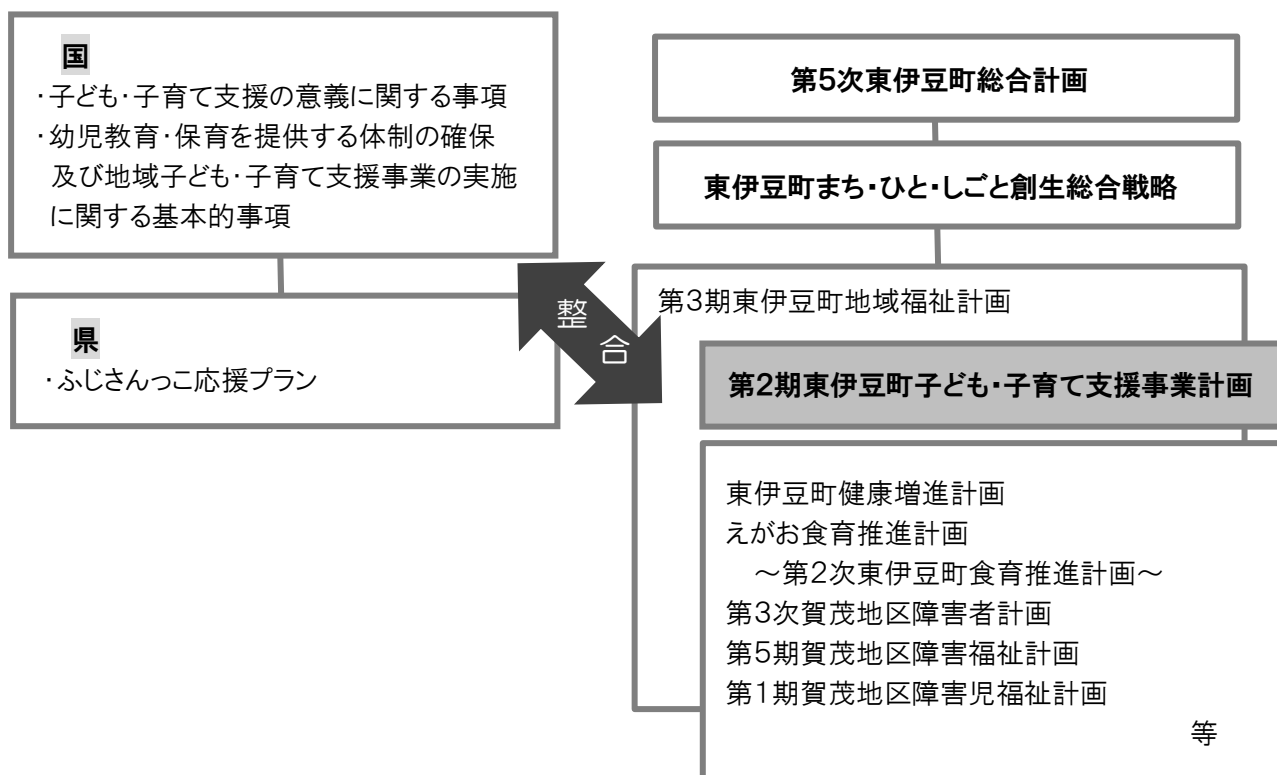
加えて、平成 30 年 9 月には、文部科学省より「新・放課後子ども総合プラン」についての通知が示されており、この中で、市町村においても求められる役割があるため、本計画の中で定めていきます。

(子ども・子育て支援法)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画との整合

本計画は、町の最上位計画である「東伊豆町総合計画」をはじめ、各種法律に基づく関連計画との整合、連携を図るとともに、次世代育成支援行動計画を包含するものとします。

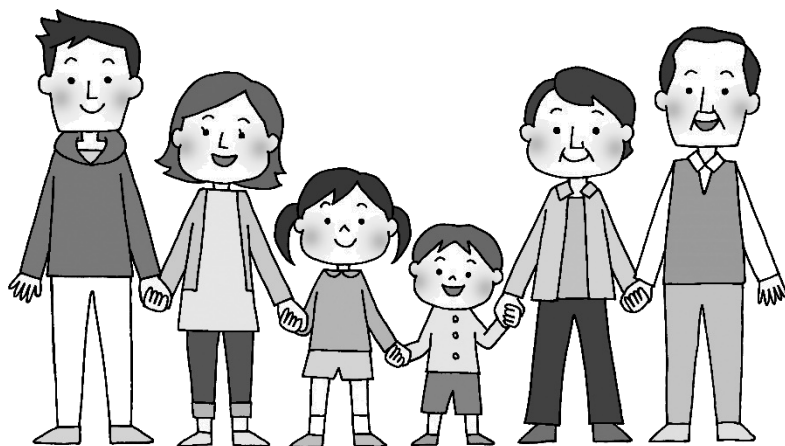


3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
東伊豆町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第2期東伊豆町子ども・子育て支援事業計画				
									見直し



第2章 東伊豆町子ども・子育ての現状

1 東伊豆町の現状

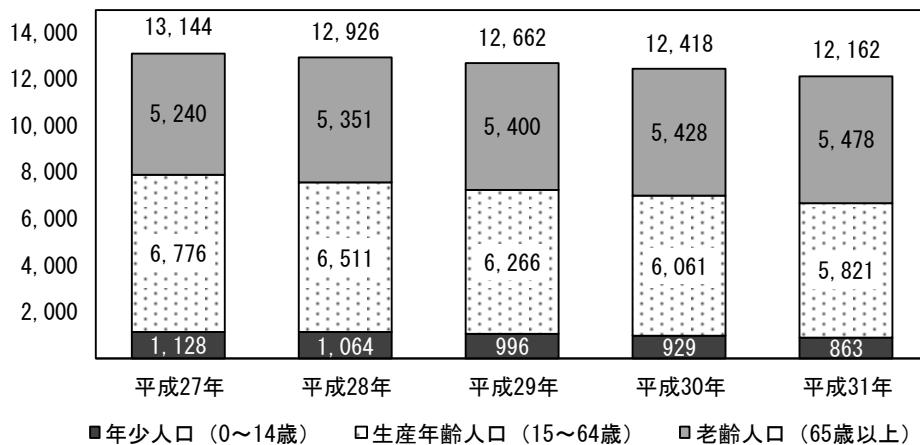
(1) 統計データからみる現状

①人口・世帯の状況

総人口及び年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は減少しています。また、年齢3区分ごとにみると、年少人口・生産年齢人口が減少している一方、高齢人口は増加しています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

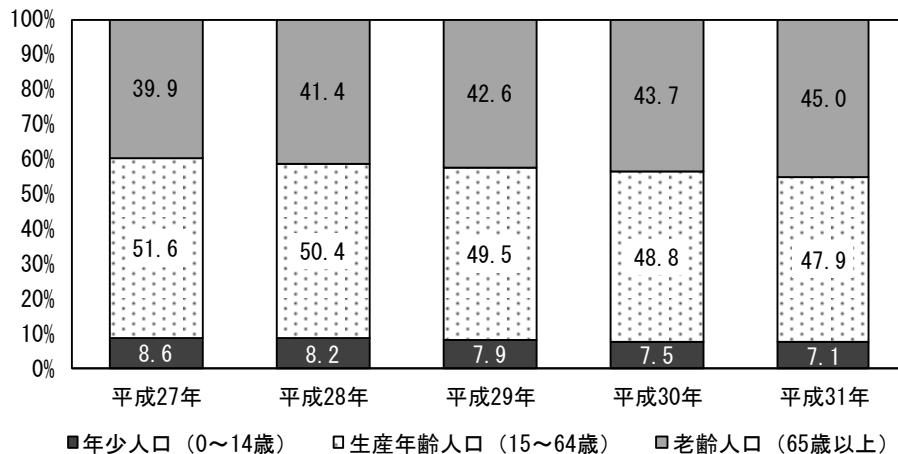
(人)



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口、生産年齢人口割合は減少している一方、高齢人口割合は増加しています。

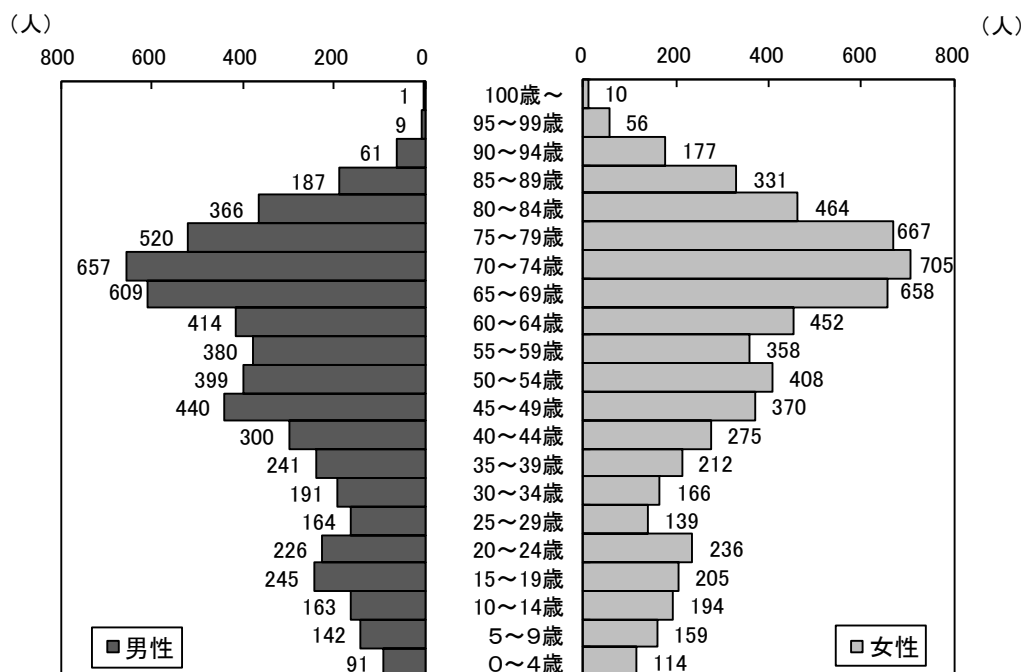
■年齢3区分別人口の割合



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

人口ピラミッドをみると、男女ともに 65～79 歳が 500 人を超えて多くなっています。また、0～14 歳の子ども世代、25～34 歳の結婚や子育てをする人が多い世代は 200 人以下と少なくなっています。

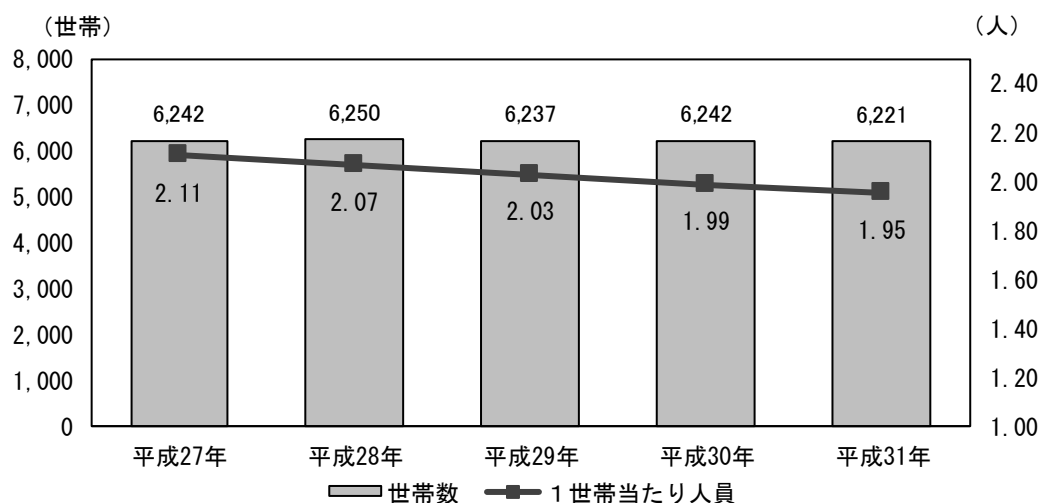
■人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成 31 年 3 月末日現在）

世帯数と 1 世帯当たり人員の推移をみると、世帯数は横ばいとなっていますが、1 世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成 30 年以降は 2 人未満となっています。

■世帯数と 1 世帯当たり人員の推移

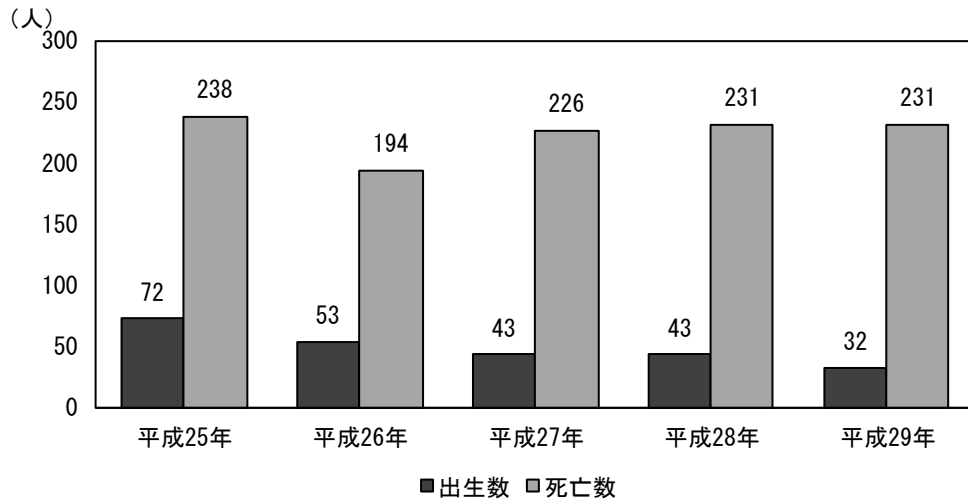


資料：住民基本台帳（各年 3 月末日現在）

②人口動態の状況

出生数と死亡数の推移をみると、平成 25 年以降の 5 年間を通して死亡数が出生数の 3 倍以上と多くなっており、自然減少が続いています。平成 29 年では死亡数が出生数の 7 倍となっており、出生数と死亡数の差は広がっています。

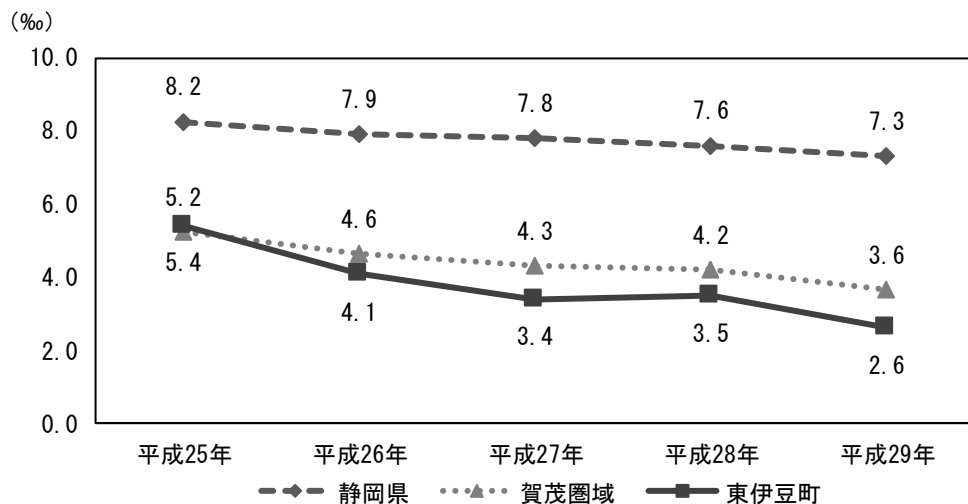
■出生数と死亡数の推移



資料：静岡県人口動態統計

出生率の推移（静岡県・賀茂圏域との比較）をみると、平成 26 年以降は静岡県・賀茂圏域より低い水準で推移しています。

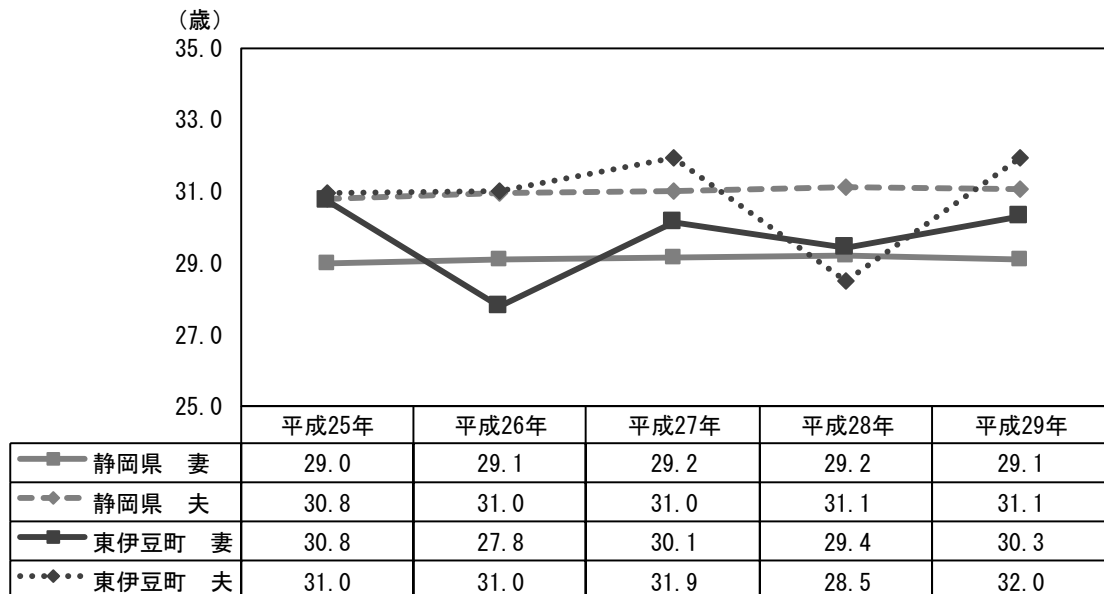
■出生率の推移（静岡県・賀茂圏域との比較）



資料：静岡県人口動態統計

初婚年齢の推移（静岡県との比較）をみると、静岡県では妻は 29 歳前後、夫は 31 歳前後で推移しているのに対し、東伊豆町では妻・夫ともに上昇と下降を繰り返しています。

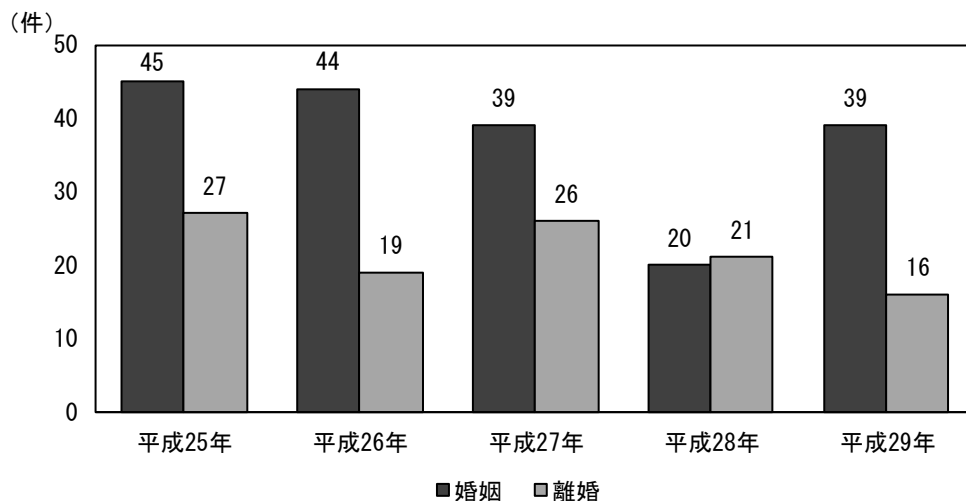
■初婚年齢の推移（静岡県との比較）



資料：静岡県人口動態統計

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻・離婚件数ともに増減を繰り返しています。平成 28 年を除き、婚姻件数が離婚件数を上回っています。

■婚姻・離婚件数の推移



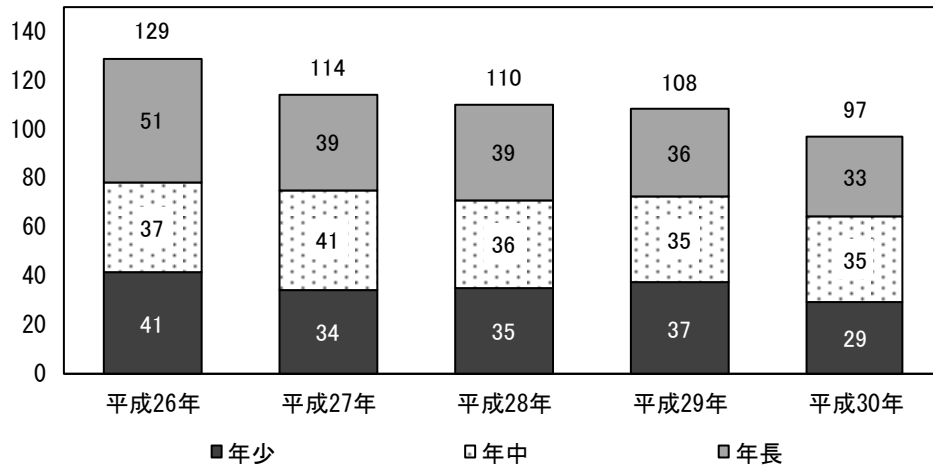
資料：静岡県人口動態統計

③児童・生徒の状況

幼稚園利用児童数の推移をみると、平成 26 年以降の 5 年間を通して減少傾向にあります。

■幼稚園利用児童数の推移

(人)

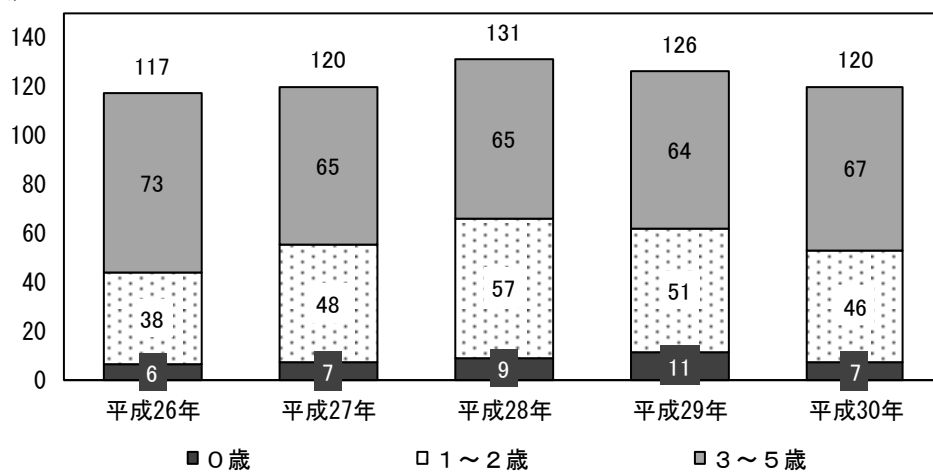


資料：学校基本調査

保育所利用児童数の推移をみると、平成 26 年以降、平成 28 年をピークに減少しています。

■保育所利用児童数の推移

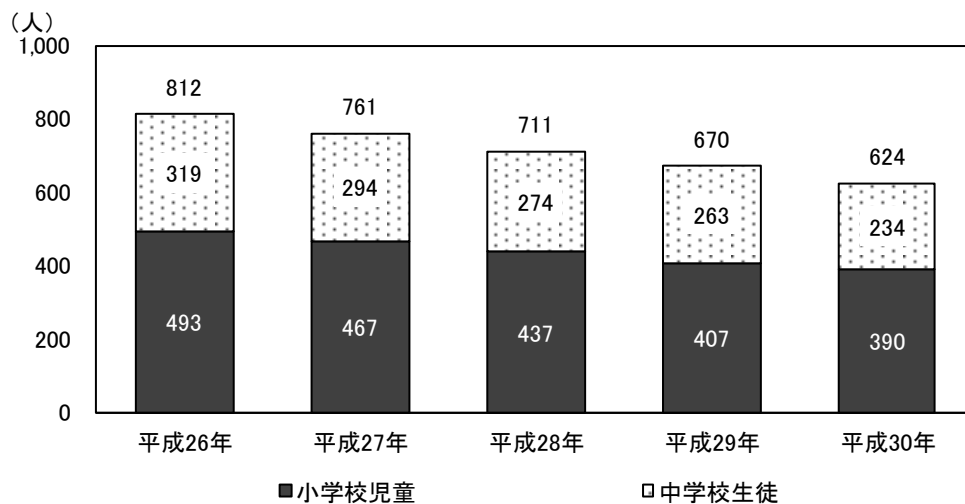
(人)



資料：住民福祉課

小学校児童・中学校生徒数の推移をみると、平成 26 年以降の 5 年間を通して減少を続けています。

■小学校児童・中学校生徒数の推移

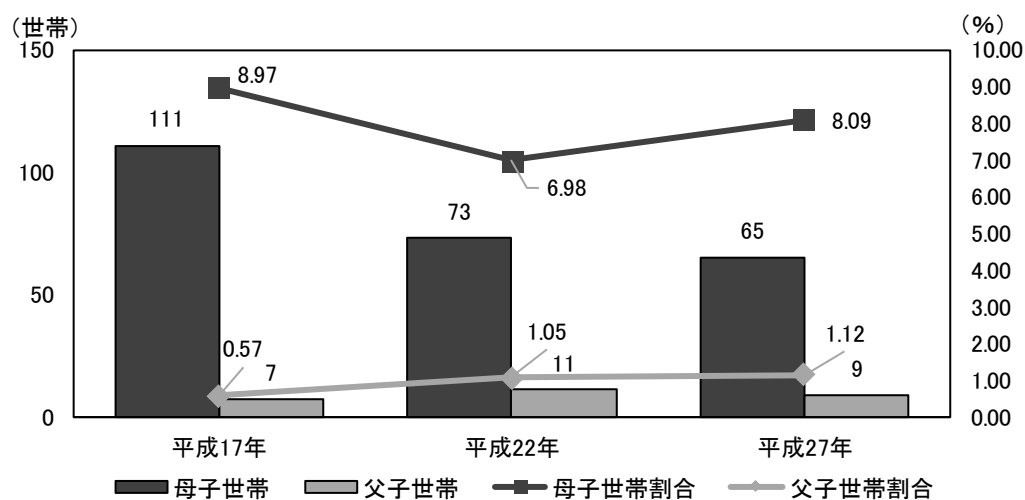


資料：学校基本調査

④家庭の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数は減少、父子世帯数は横ばいとなっています。

■ひとり親世帯数の推移



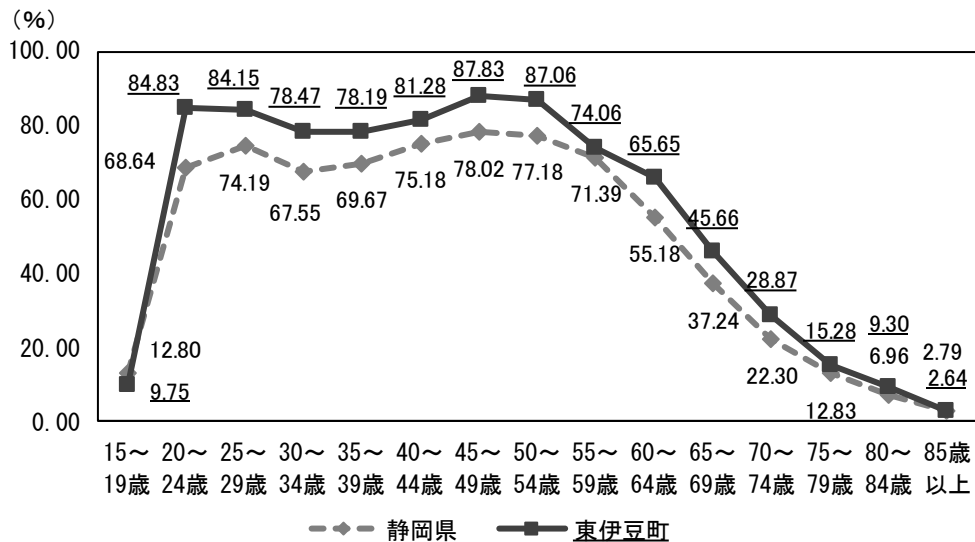
資料：国勢調査

※ここでのひとり親世帯は、18 歳未満の子どもがいる母子・父子世帯を示します。母子世帯割合・父子世帯割合は、18 歳未満の子どもがいる全世帯に占める割合を示しています。

⑤女性の就労の状況

女性の就業率（静岡県との比較）をみると、15～19歳、85歳以上を除くすべての年齢で静岡県を上回っています。

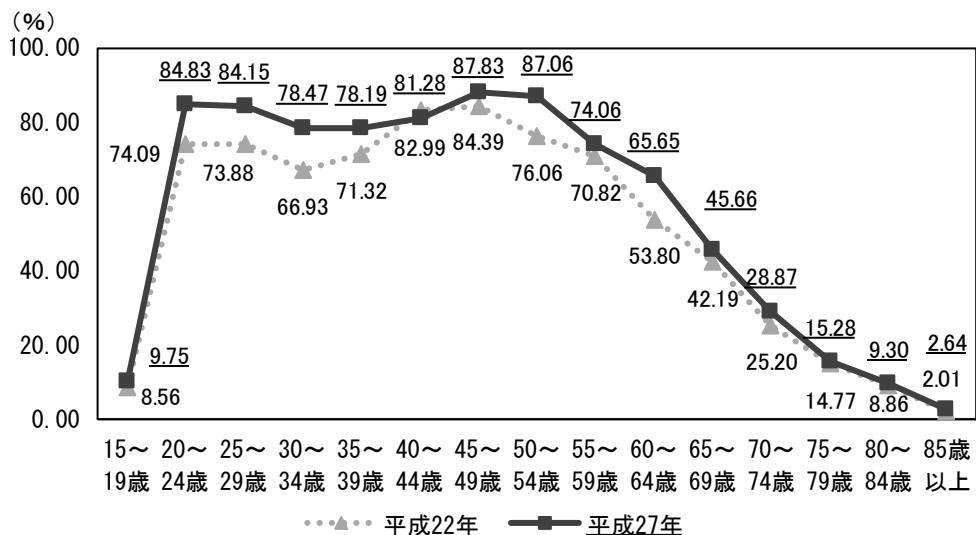
■女性の就業率（静岡県との比較）



資料：国勢調査

女性の就業率の変化をみると、平成27年では40～44歳を除くすべての年齢で平成22年を上回り、上昇しています。また、M字カーブの谷も浅くなっています。

■女性の就業率の変化



資料：国勢調査

(2) アンケート調査結果からみる現状

①アンケート調査の概要

アンケート調査は、「第2期東伊豆町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、保育ニーズや東伊豆町の子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握するために実施しました。

■実施概要

◇調査地域：東伊豆町全域

◇調査対象：

未就学児童調査：町内在住で、小学校就学前の児童（0～5歳）がいる全世帯

小学生児童調査：町内在住で、小学生がいる全世帯

◇調査期間：

未就学児童調査：平成30年10月22日～11月2日

小学生児童調査：平成30年11月5日～11月16日

■回収率

調査の種類	発送数	回収数	回収率
未就学児童調査	317 件	266 件	83.9%
小学生児童調査	391 件	346 件	88.5%

■グラフの見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

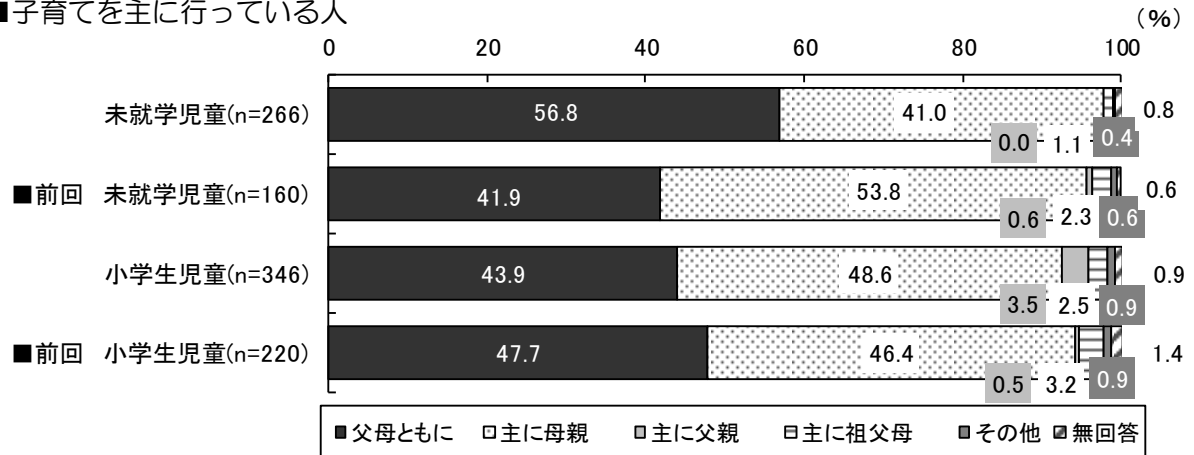
◇図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

②子どもの育ちをめぐる環境について

子育てを主に行っている人についてみると、未就学児童では「父母ともに」が56.8%、小学生児童では「主に母親」が48.6%でそれぞれ最も高くなっています。

前回と比較すると、未就学児童では「父母ともに」が14.9ポイント増加しています。

■子育てを主に行っている人

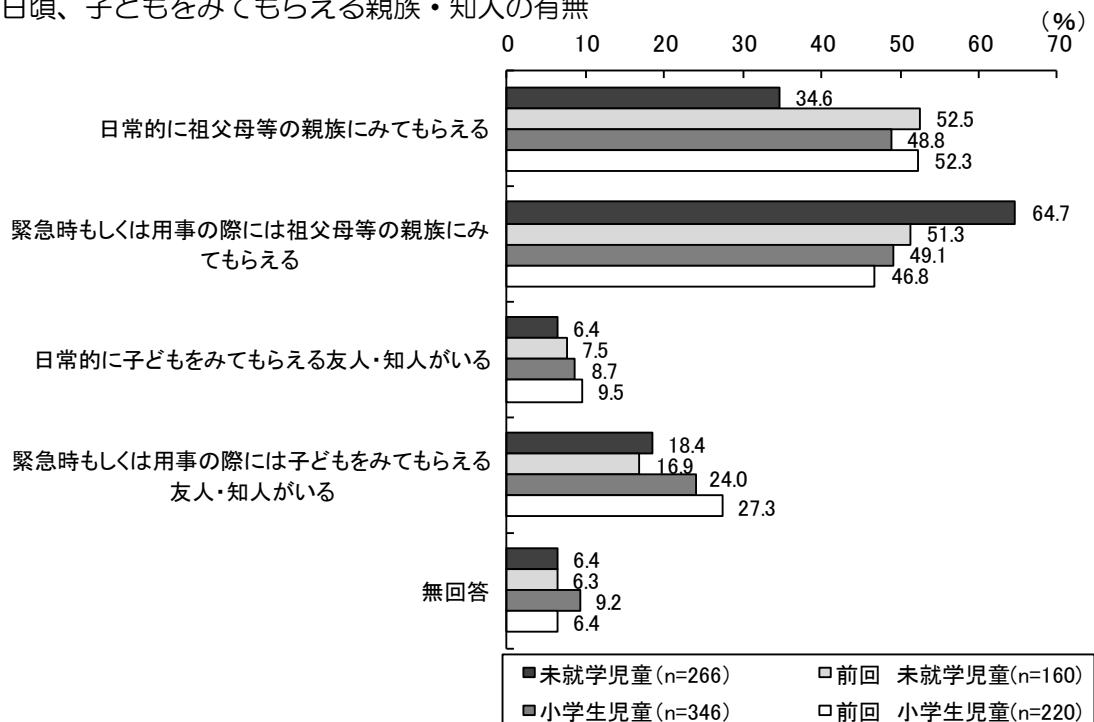


日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が未就学児童で64.7%、小学生児童で49.1%と最も高くなっています。

前回と比較すると、未就学児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が減少し、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が増加しています。

日常的に子どもをみてもらうことができる人は減少していますが、緊急時等には子どもをみてもらえる環境にある人が多いことがうかがえます。

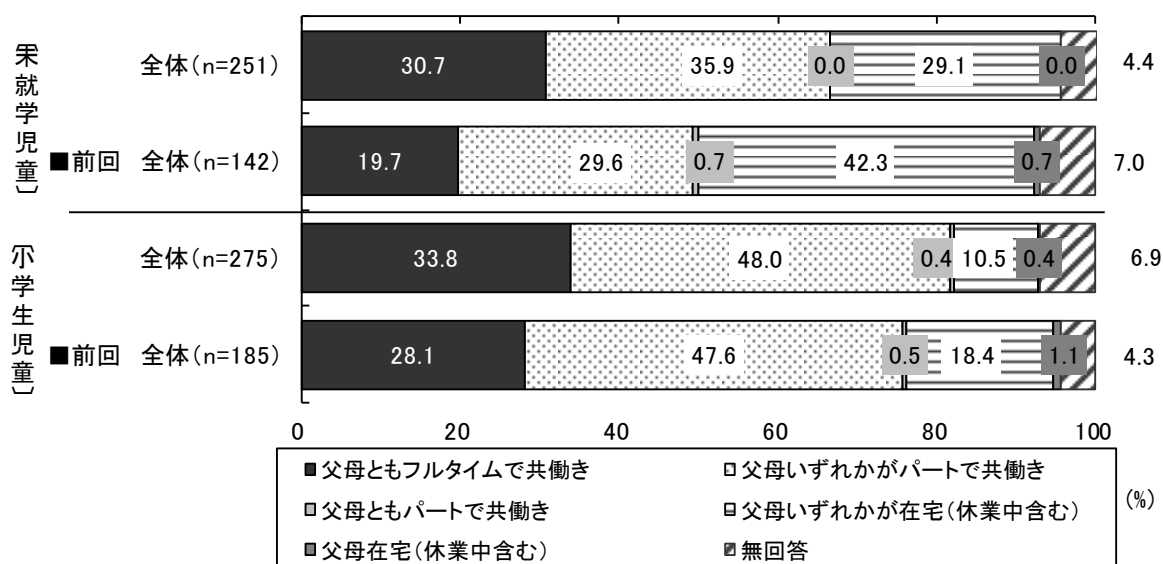
■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



③保護者の就労状況について

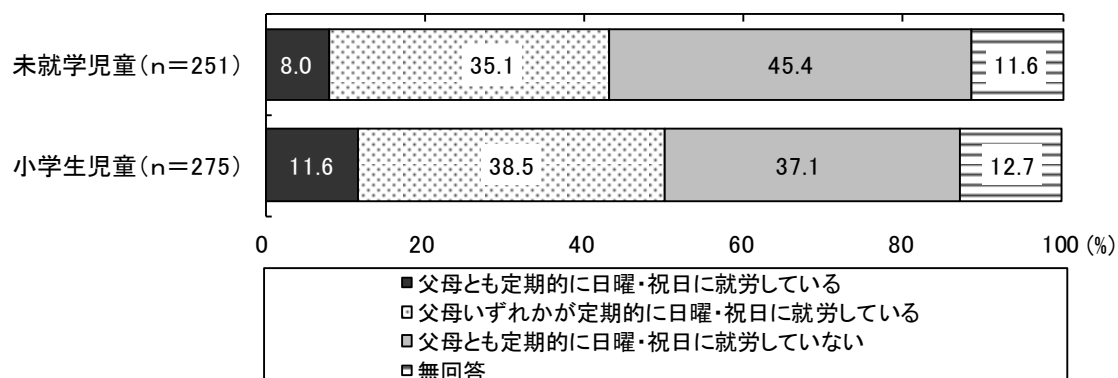
共働き世帯の割合は増加傾向にあり、特に未就学児童で「父母ともフルタイムで共働き」が11.0ポイントの増加となっています。今後は教育・保育事業のニーズが高まっていく可能性があります。

■保護者の共働きの状況 ※母子・父子家庭は除く



定期・不定期を問わず、父母のどちらかまたは両方が日曜・祝日に就労をしている保護者は未就学児童と小学生児童の父母でそれぞれ4割以上となっています。

■保護者の日曜・祝日の就労状況 ※母子・父子家庭は除く

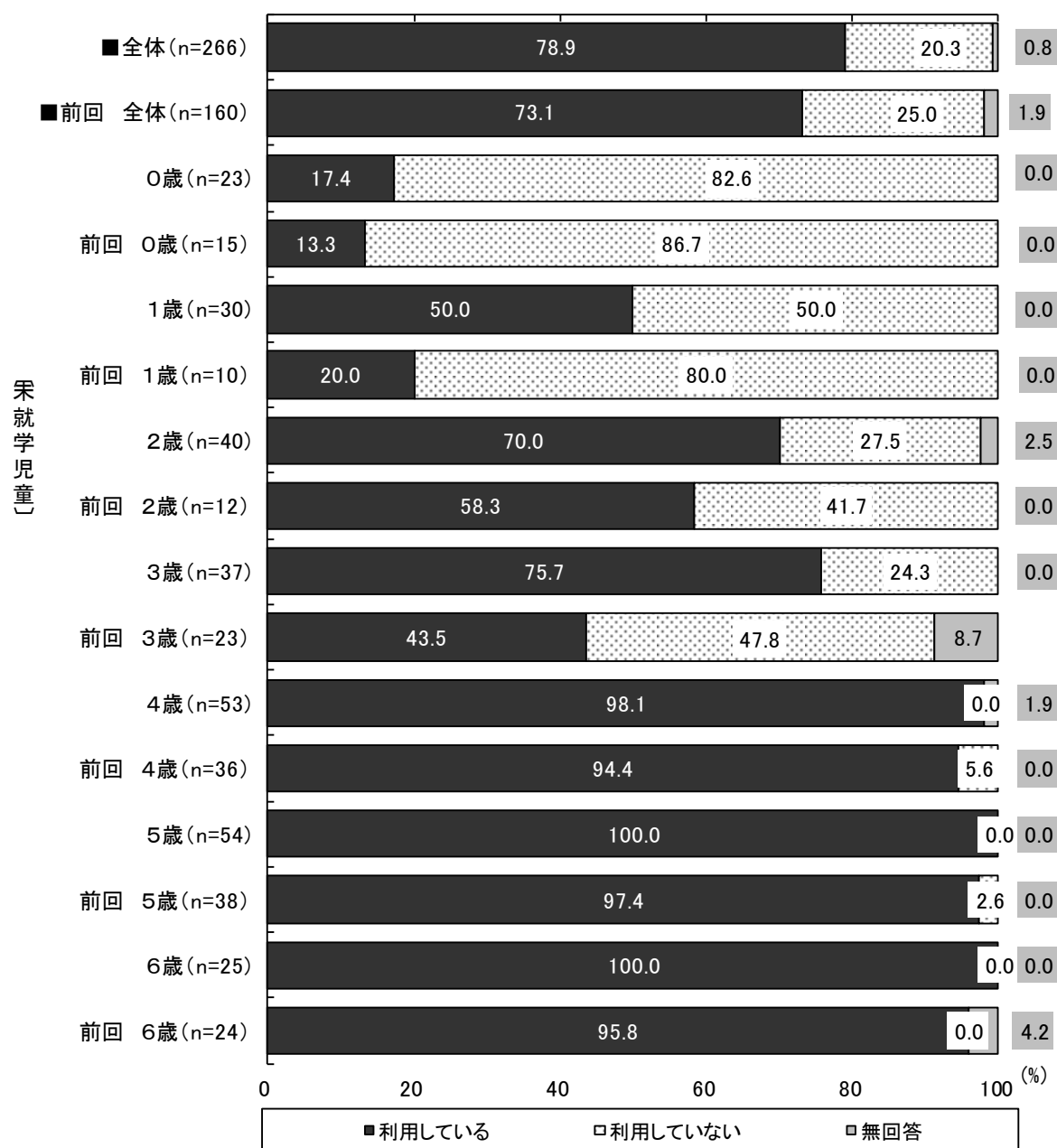


④教育・保育事業について

現在の平日における定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が78.9%と「利用していない」を上回っており、子どもの年齢別でみると、4歳以上では9割以上が「利用している」と回答しています。

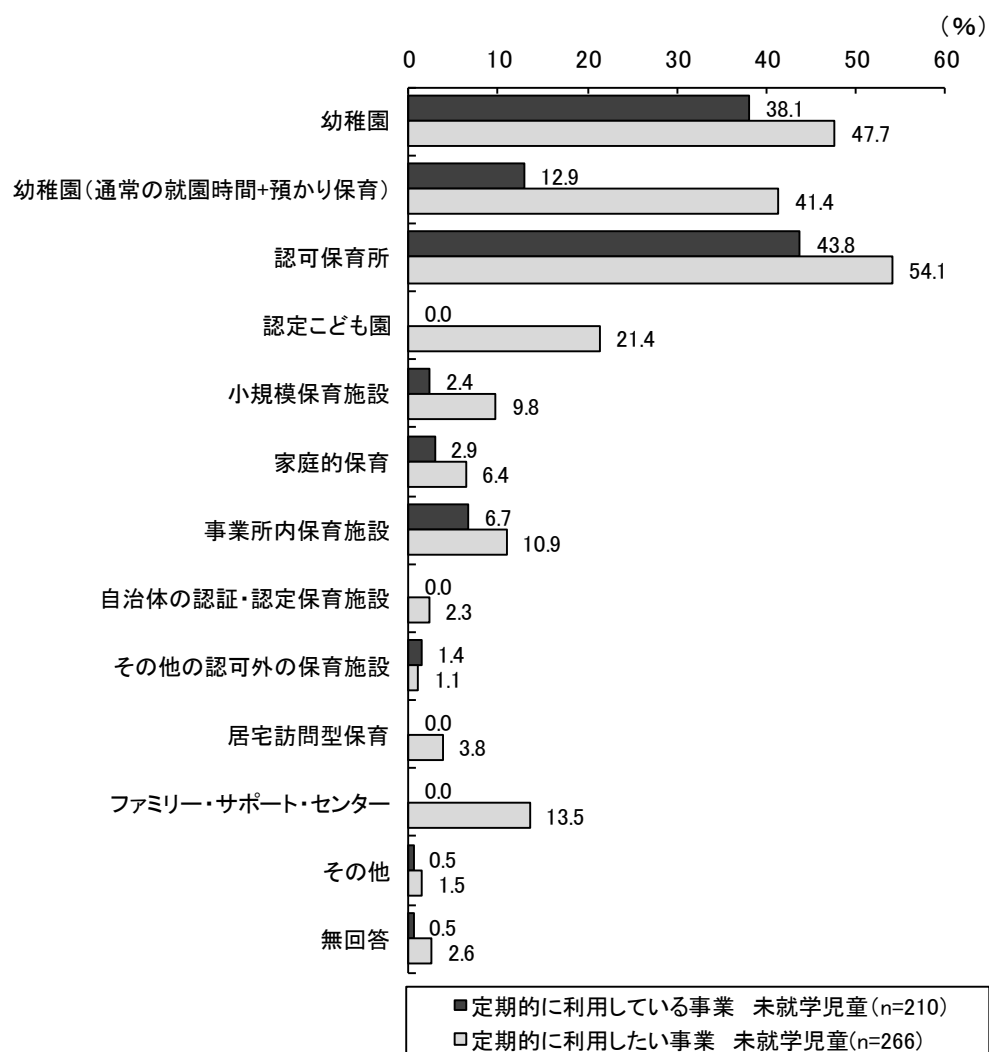
前回と比較すると、平日に定期的な教育・保育事業を「利用している」がすべての年齢で増加しており、特に「1歳」と「3歳」では30ポイント以上の増加、「2歳」も10ポイント以上の増加となっています。特に低年齢の児童において教育・保育事業の利用率が上昇していることがうかがえます。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



現在定期的に利用している事業と今後定期的に利用したいと考える教育・保育事業については、特に「幼稚園」や「幼稚園（通常の就園時間＋預かり保育）」、「認可保育所」において今後利用したいと考える割合が実際の利用状況と比較して高くなっています。

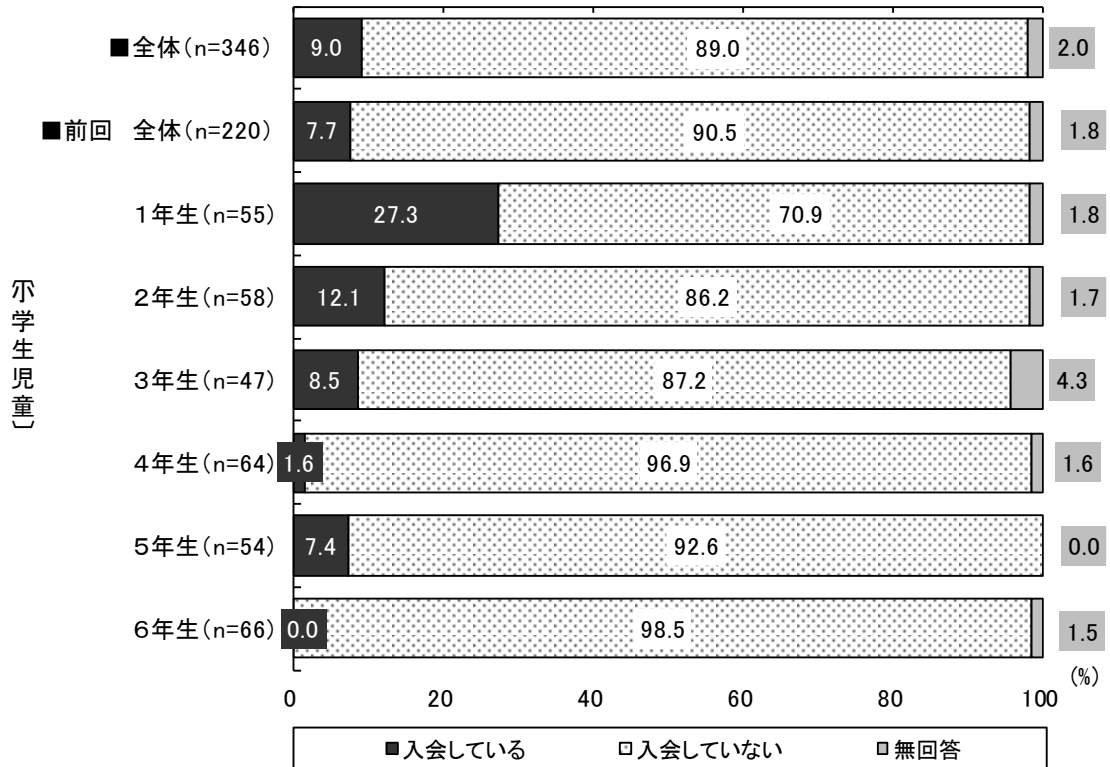
■定期的に利用している事業・今後利用したい事業



⑤放課後の過ごし方について

小学生児童について、放課後児童クラブの入会の状況は、「入会していない」が 89.0%と「入会している」の 9.0%を上回っています。子どもの学年別でみると、「入会している」が 1 年生で 27.3%とやや高くなっています。

■放課後児童クラブの入会状況

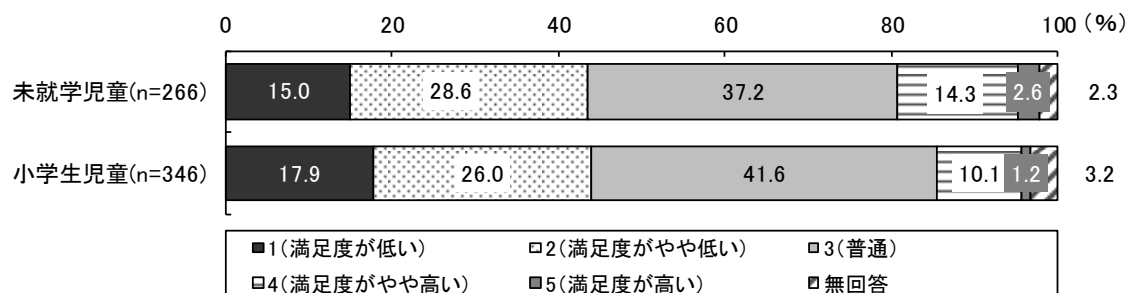


⑥東伊豆町の子育て支援について

地域における子育ての環境や支援の満足度は、未就学児童、小学生児童ともに「3（普通）」が 3 割後半～4 割台前半と最も高くなっています。

一方、「1（満足度が低い）」と「2（満足度がやや低い）」を合わせた『満足度が低い』は、未就学児童、小学生児童ともに 4 割台前半となっています。また、「4（満足度がやや高い）」と「5（満足度が高い）」を合わせた『満足度が高い』は、未就学児童で 16.9%、小学生児童で 11.3%となっています。

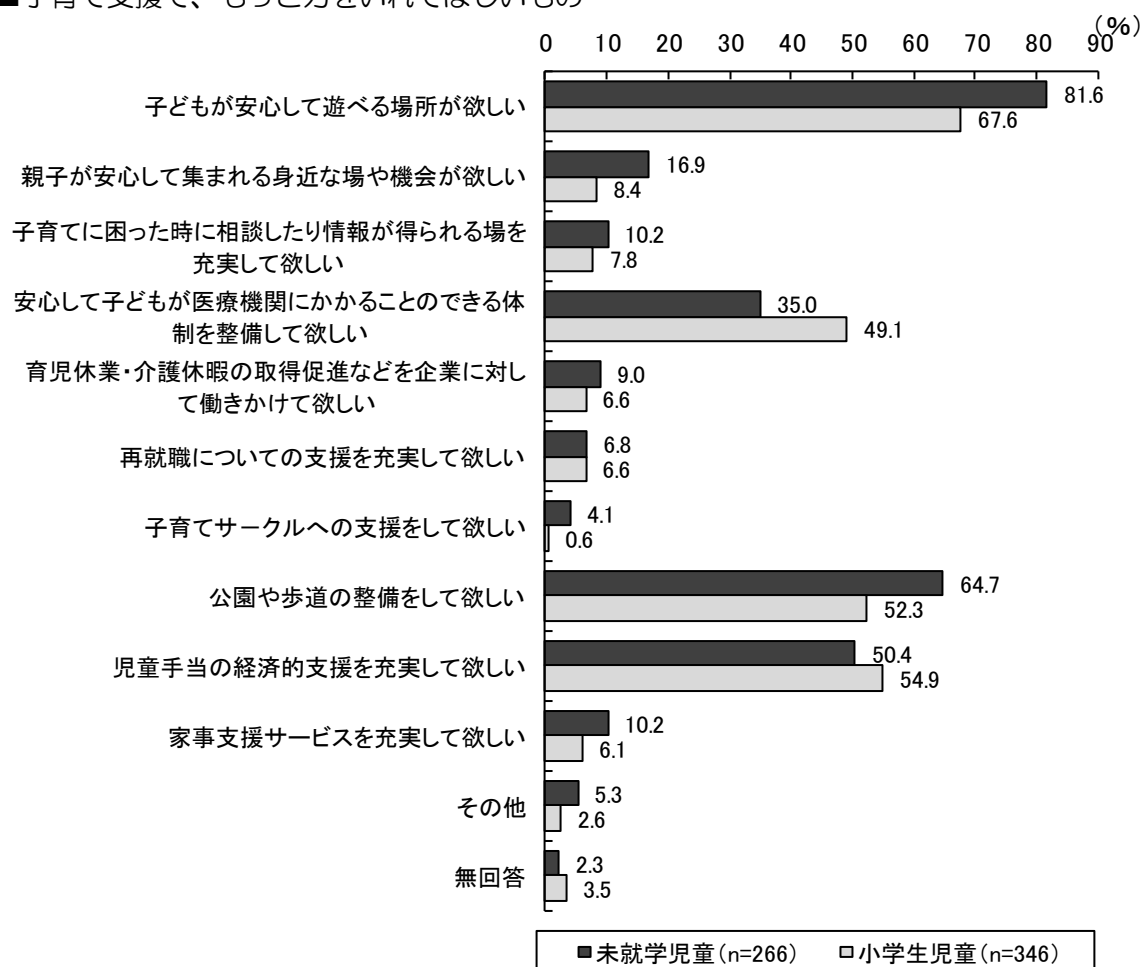
■地域における子育ての環境や支援の満足度



子育て支援で、もっと力をいれて欲しいものについては、未就学児童、小学生児童ともに「子どもが安心して遊べる場所が欲しい」が最も高くなっています。次いで第2位と第3位は未就学児童と小学生児童でともに「公園や歩道の整備をして欲しい」、「児童手当の経済的支援を充実して欲しい」となっています。

経済的支援や子育て環境の整備に加えて、子どもや保護者の居場所づくりが必要とされていることがうかがえます。

■子育て支援で、もっと力をいれてほしいもの



2 第1期計画の評価

(1) 子ども・子育て支援事業の評価

子ども・子育て支援事業について、東伊豆町では第1期計画の計画値と実績値にかい離がみられたため、平成29年に中間年の見直しを行いました。それに伴い、平成30年度以降の表中の計画値には見直し後の数値を掲載しています。

①教育・保育事業

教育事業【1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）】については、実績値が見込みを下回り、減少傾向にあります。

保育事業【2号認定】については、実績値は横ばいとなっています。見込みと実績値に大きな差はなく、また、提供体制も確保されています。

○表の見方○

計画値…第1期計画において設定した予測値

実績値…実際にその事業を利用した（もしくは利用を希望した）児童数（人回、人日という単位の場合は延べ人数）

提供体制の確保状況…町においてその事業を利用可能な児童数（定員）

待機児童…事業を利用したくても利用できなかった児童数

（「実績値」が「提供体制の確保状況」を上回った際に発生する）

■教育事業【1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）】 (人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
計画値	量の見込み	121	119	116	105	101
	確保の内容	149	149	149	119	119
実績値		114	110	108	97	95
提供体制の確保状況		490	490	490	420	420
待機児童		0	0	0	0	0

■保育事業【2号認定】 (人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
計画値	量の見込み	73	71	67	69	67
	確保の内容	75	75	75	67	67
実績値		65	65	64	67	-
提供体制の確保状況		67	67	67	67	67
待機児童		0	0	0	0	-

保育事業【3号認定（1・2歳児）】については、平成 28 年度のみ待機児童が発生しています。平成 28 年度中に提供体制を増やし、それ以降待機児童は発生していません。

保育事業【3号認定（0歳児）】の実績については、平成 29 年度まで見込みを大幅に下回って推移していました。平成 28、29 年度ではわずかに待機児童が発生しています。

■保育事業【3号認定（1・2歳児）】 (人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	53	52	51	49	40
	確保の内容	52	52	52	58	58
実績値		48	57	51	46	-
提供体制の確保状況		50	50	58	58	58
待機児童		0	7	0	0	-

■保育事業【3号認定（0歳児）】 (人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	36	36	35	10	10
	確保の内容	8	8	8	10	10
実績値		7	9	11	7	-
提供体制の確保状況		8	8	10	10	10
待機児童		0	1	1	0	-

②地域子ども・子育て支援事業

時間外保育事業（延長保育）、子育て短期支援事業については、利用希望者がいなかったため、実績値がゼロになっています。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）、一時預かり事業【幼稚園型】については、実績値が見込みを上回っているものの、利用希望者はすべて利用できています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
■時間外保育事業（延長保育）		(人)				
計画値	量の見込み	0	26	24	24	24
	確保の内容	0	26	24	24	24
実績値		0	0	0	0	-
■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		(人)				
計画値	量の見込み （低学年）	45	39	39	39	39
	量の見込み （高学年）	42	36	32	5	5
	確保の内容	80	80	80	80	80
実績値（低学年）		37	43	26	32	-
実績値（高学年）		3	4	5	5	-
■子育て短期支援事業		(人)				
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	-
■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		(人回)				
計画値	量の見込み	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840
	確保の内容	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840
実績値		4,675	4,958	3,264	3,436	-
■一時預かり事業【幼稚園型】		(人日)				
計画値	量の見込み （1号認定）	1,836	1,836	1,836	1,836	1,836
	量の見込み （2号認定）	0	723	723	0	0
	確保の内容	2,559 (3箇所)	2,559 (4箇所)	2,559 (4箇所)	2,559 (2箇所)	2,559 (2箇所)
実績値（1号認定）		3,857	3,388	4,126	3,491	-
実績値（2号認定）		0	0	0	0	-

一時預かり事業【幼稚園型以外】、ファミリー・サポート・センター事業、養育支援訪問事業については、利用希望者がいなかったため、実績値がゼロになっています。

病児・病後児保育事業については、平成 28 年度以降実施予定でしたが、実施には至りませんでした。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
■一時預かり事業【幼稚園型以外】 (人日)						
計画値	量の見込み	0	723	723	0	0
	確保の内容	0	723	723	0	0
実績値		0	0	0	0	-
■病児・病後児保育事業 (人日)						
計画値	量の見込み	0	421	400	385	372
	確保の内容	0	421	400	385	372
実績値		0	0	0	0	-
■ファミリー・サポート・センター事業 (人日)						
計画値	量の見込み	0	28	26	5	5
	確保の内容	0	28	26	10	10
実績値		0	0	0	0	-
■利用者支援事業 (箇所)						
計画値	量の見込み	0	1	1	1	1
	確保の内容	0	1	1	1	1
実績値		0	1	1	1	-
■乳児家庭全戸訪問事業 (人)						
計画値	量の見込み	70	70	70	70	70
	確保の内容	70	70	70	70	70
実績値		44	30	30	34	-
■養育支援訪問事業 (人)						
計画値	量の見込み	48	48	48	48	48
	確保の内容	48	48	48	48	48
実績値		0	0	0	0	-
■妊婦健康診査事業 (人)						
計画値	量の見込み	70	70	70	70	70
	確保の内容	70	70	70	70	70
実績値		46	40	34	39	-

(2) 子育て支援施策の評価

第1期計画に位置づけられていた施策について、評価と課題をまとめました。

基本目標1 安心して子どもを育てられるまち

実施状況	課題
保育サービスの充実に加え、育児サークル等子育て中の親子の交流機会を提供しました。 また、男女がともに子育てや仕事に取り組むことができるように地域や学校での男女共同参画の推進に取り組みました。	・児童数の減少により、存続方法を検討しなければならない事業もある。 ・保育所での一時預かりが実施できる環境づくりを今後検討する。 ・男女共同参画に関して意識啓発を行っているが、具体的な事業について検討が必要。

基本目標2 親子の健康が保たれるまち

実施状況	課題
妊娠期・乳幼児期の心身の健康維持にかかわる妊婦健診への助成、乳幼児健診・相談事業を実施しました。 また、保護者に対して子育て中に必要な知識の普及に取り組みました。	・各種健診の受診率にばらつきがあるため、受診率の向上に向けて、受診勧奨に努めていく必要がある。 ・各種健診については、児童人口の減少に備え、近隣市町と連携した実施も検討する。

基本目標3 子どもが健やかに育つ教育があるまち

実施状況	課題
地域における子どもたちのふれあい事業、人材確保のためのUターンの推進等、次世代の親の育成に取り組むとともに、教職員の資質向上等、学校の教育環境の整備に努めました。	・人材、資金等様々な面で調整が困難な事業もあり、事業の仕組みを見直す必要がある。 ・パパママ教室では平成30年より他自治体で利用できるよう連携を開始した。今後も連携のあり方について検討する。



基本目標4 支援が必要な子育て家庭にやさしいまち

実施状況	課題
障害を持つ子どもがいる家庭やひとり親家庭に対して、相談や情報提供を行い支援してきました。 また、児童虐待の防止に向けた体制の整備にも取り組みました。	・支援に関する情報が行き届くよう、情報提供体制を充実させる必要がある。 ・障害福祉サービスの充実のため、近隣市町を含めた連携が必要。 ・虐待防止に向けては、子ども家庭総合支援拠点の準備を進め、虐待を防止する体制を構築していく。

基本目標5 安心・安全に暮らせるまち

実施状況	課題
公園や道路等居住環境の整備を行い、安心して暮らせる生活環境の確保に取り組みました。 また、交通安全の確保に向けた啓発や防犯対策を実施し、安全な環境づくりを推進しました。	・公園については、利用状況を踏まえて、整備計画の検討が必要。 ・街路灯や防犯灯の整備については順次進めていく。 ・交通安全の啓発・防犯パトロールについては継続して実施するとともに、防犯ネットワークを形成し、強化していく。



3 課題のまとめ

東伊豆町の現状を踏まえた課題は以下の通りです。

(1) 児童数の減少・ニーズの変化に対応した子育て支援の充実

東伊豆町では年少人口・生産年齢人口が減少傾向にあり、出生数も減少しています。

その一方で、幼児教育・保育事業の利用状況や利用希望の状況をみると、共働き家庭の増加等により低年齢からの保育ニーズが高まっていることがうかがえます。

今後は、幼児教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業だけではなく、子育て支援施策全般についても、人口の減少に加えて社会的な要因によるニーズの変化を予測し、他市町との連携を含め今後のあり方を検討する必要があります。

(2) 子育てを地域で支え合う体制づくり

人口や出生数が減少傾向にある中で、次世代を担う子どもが、この町で子育てをしたいと思えるよう、教育環境の整備や地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりに取り組むことが重要です。

アンケート調査結果をみると、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、前回と比較して日常的に子どもをみてもらうことができる人は減少していますが、緊急時等には子どもをみてもらえる環境にある人が多いことがうかがえます。

相談事業、親子の交流事業に引き続き取り組み、子育て世代が孤立しないような体制づくりを継続していくとともに、学校における教育環境の整備、次世代の親の育成に取り組む必要があります。

(3) 子どもが安心・安全に育つことのできる環境づくり

アンケート調査結果をみると、子育て支援で、もっと力をいれてほしいものについては、子どもが安心して遊べる場所や、公園や道路等の整備、また経済的支援の充実を求める保護者が多くなっています。

公園については利用状況等を踏まえ整備計画を検討するとともに、街路灯や防犯灯の整備についても順次進めていく必要があります。

また、経済的支援の充実を求める保護者が多い中、ひとり親家庭や障害を持つ子どものいる家庭等、支援が必要な家庭に情報が行き届くよう情報提供体制を見直すとともに、各種団体や他市町との連携を含め、支援体制の充実に向けて検討をする必要があります。

第3章 基本理念と基本的な考え方

1 基本理念

子どもがすくすく育ち 子育てが楽しくなるまち東伊豆

東伊豆町ではこれまで、「子どもがすくすく育ち 子育てが楽しくなるまち東伊豆」を基本理念に、子どもがいいきと笑顔で過ごし、保護者も子育てを生きがいと感じる環境をつくることができるよう、豊かな地域づくりを推進してきました。

本計画においては、東伊豆町に住む子どもたちがこれまでより一層、「健やかに」、「豊かな心を育み」ながら育ち、保護者も子育てをさらに楽しく感じることができるよう、これまでの町の基本理念を踏襲し、町全体における子育て支援の環境づくりを推進します。



2 基本目標

本計画においては、第 1 期計画の進捗や東伊豆町の現状を踏まえた課題のまとめの視点をもとに、以下のような基本理念に沿って子育て支援に取り組みます。

基本目標 1 安心して子どもを育てられるまち

安心して子育てができるよう、保育サービス等を充実させることに加え、地域における子育て支援体制の充実に取り組みます。また、男女がともに子育てにかかわりやすい環境をつくるため、仕事と子育ての両立を支援します。

基本目標 2 親子の健康が保たれるまち

親子の心身の健康を保つため、産前産後のサポート事業、各種健診事業等の保健事業や相談事業を実施します。

基本目標 3 子どもが健やかに育つ教育があるまち

子どもが健やかに育つことのできる環境をつくるため、教育環境を整備するとともに、次世代の親の育成を推進します。

基本目標 4 支援が必要な子育て家庭にやさしいまち

困難を抱える子どもが安心して生活できるよう、ひとり親家庭、発達に心配のある子どもや障害を持つ子どもがいる家庭等、支援を必要とする家庭に対し、適切な支援を実施します。

基本目標 5 安心・安全に暮らせるまち

子どもたちが安心・安全に暮らすことができるよう、公園や広場等の公共施設の整備、交通安全の確保に向けた啓発、防犯活動の推進に取り組みます。

3 施策の体系

基本理念

子どもがすくすく育ち 子育てが楽しくなるまち東伊豆

基本目標

基本目標1
安心して子どもを
育てられるまち

基本目標2
親子の健康が
保たれるまち

基本目標3
子どもが健やかに育
つ教育があるまち

基本目標4
支援が必要な子育て
家庭にやさしいまち

基本目標5
安心・安全に
暮らせるまち

基本施策の展開

- (1) 地域における子育ての支援と
ネットワークづくり
- (2) 親子のふれあい促進
- (3) 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 保健・医療等の充実

- (1) 次世代の親の育成
- (2) 園・学校の教育環境等の整備

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭への自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実

- (1) 生活環境の整備
- (2) 交通安全の確保
- (3) 防犯に向けた活動の推進
- (4) 防災対策の推進

第4章 子ども・子育て支援事業

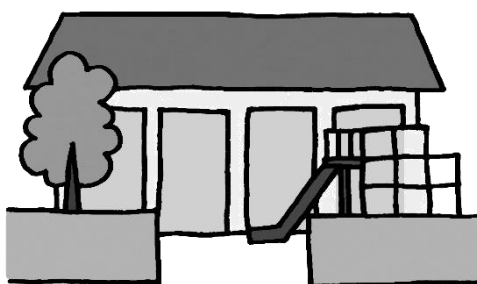
1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

東伊豆町においては、地理状況や調査結果を踏まえ、町内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全町）と設定します。

▼教育・保育提供区域の考え方

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な「教育・保育提供区域」を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

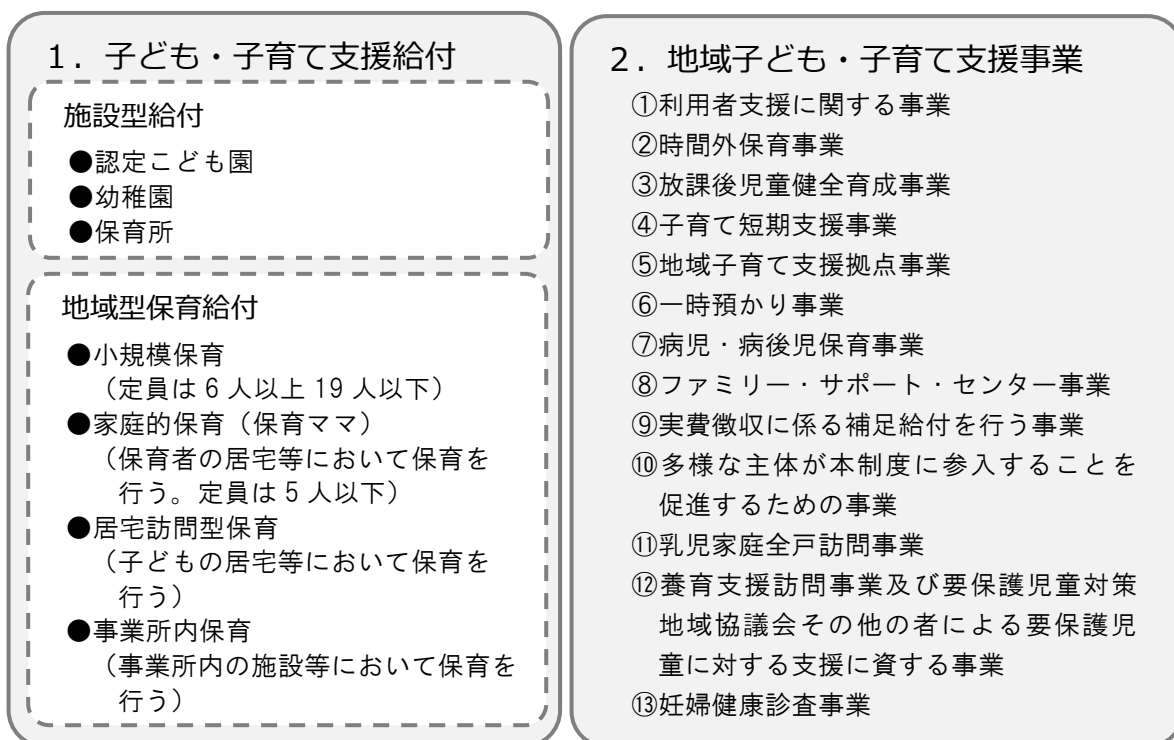


2 事業の概要

平成 24 年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。子ども・子育て支援新制度は、それらの法に基づき、幼児期の学校教育（幼稚園・認定こども園）や保育、地域の子育て支援の量や質の向上を進めていく制度です。

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。

■子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業の全体像



子ども・子育て支援給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、下表のように3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。本計画では、これらの事業の見込み量や、その提供体制（確保量）について定めます。

■認定区分と提供施設

	1号	2号	3号
	3～5歳	3～5歳	0～2歳
認定区分	幼児期の学校教育のみ	保育の必要性あり	
	・専業主婦（夫） ・両親共働き（短時間） ・両親共無職 等	・ひとり親家庭 ・両親共働き（長時間） 等	
提供施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園	保育所、認定こども園、地域型保育事業

3 学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 教育・保育の提供体制、確保方策の考え方

◆幼稚園希望で保育の必要性がある子どもへの提供体制の確保

保護者の就業率の高まり等を背景に、幼稚園を希望する子どもの中にも、保育を必要とする者が増加することが考えられます。東伊豆町においては、幼稚園の在園児における預かり保育を活用しニーズの変化に対応します。

◆保護者の就労時間帯等を勘案した提供体制の確保

東伊豆町においては、ニーズ調査の結果、現在定期的に教育・保育事業を利用しており、帰宅時間が18時を過ぎている保護者において、18時以降の教育・保育事業の利用を希望する保護者はわずかとなっていました。そのため、現在行っている保育の時間内で、ほぼ保育のニーズを満たすことが可能です。

今後も保護者の就労時間帯の変化やニーズの変化を勘案し、必要に応じて提供体制について検討します。

◆特別な支援が必要な子どもの円滑な教育・保育利用

特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育事業を受けることができるよう、相談支援や必要な情報提供に取り組むとともに、それぞれの場合に応じた対応を検討します。

◆教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容及びその実施時期

児童数の減少が見込まれる中、保育所、幼稚園、認定こども園のあり方等については引き続き具体的な検討を進め、ニーズに適切に対応できるよう努めます。

また、就学前から小学校への円滑な移行をめざし、幼稚園教諭・保育士・小学校教諭間での情報交換等、幼保小の連携を進めます。

乳幼児期の発達には連続性を有しており、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎となることから、保護者が安心して継続的に子どもを預けられる環境を保つよう努めるとともに、就学前の子どもに対する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼稚園教諭や保育士の合同での研修を行います。さらに、保育所、幼稚園等の教育・保育の施設及び地域型保育事業を行う者とも連携して教育・保育の提供に努めます。

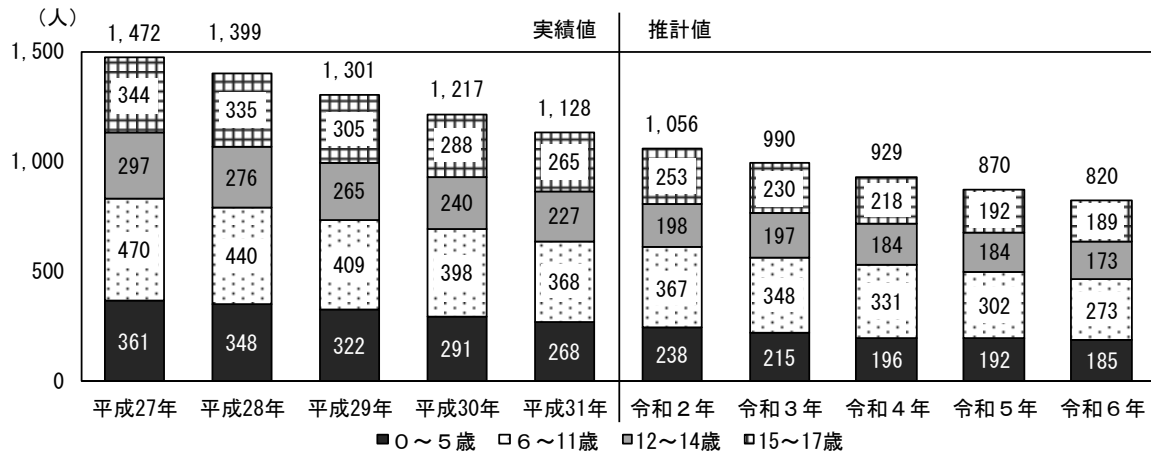
◆子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、適正な支給の確保や保護者の負担軽減のため、給付方法の検討を行います。

(2) 児童人口の推計

本計画における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期については、以下の児童人口の推計に基づき算出し、設定しました。

■児童人口の実績と推移（令和２年以降は推計）



資料：平成27年～平成31年…住民基本台帳（各年3月末日現在）
令和2年～令和6年…コーホート変化率法による推計

■各年齢の児童人口の実績と推移（令和２年以降は推計）（単位：人）

	実績					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	55	48	34	35	33	34	32	30	28	27
1歳	64	56	50	33	34	33	34	32	30	28
2歳	53	62	56	49	33	33	33	33	32	30
3歳	61	57	64	56	49	34	34	34	34	33
4歳	67	61	57	63	56	49	34	34	34	34
5歳	61	64	61	55	63	55	48	33	34	33
6歳	76	66	61	62	50	62	54	47	33	33
7歳	63	73	66	62	62	50	62	54	47	33
8歳	78	62	73	65	62	62	49	62	54	47
9歳	77	77	62	71	64	61	61	49	61	53
10歳	88	75	74	63	70	63	60	60	48	60
11歳	88	87	73	75	60	69	62	59	59	47
12歳	94	85	87	70	73	58	67	60	58	57
13歳	98	93	85	86	69	72	58	66	60	57
14歳	105	98	93	84	85	68	72	58	66	59
15歳	112	103	98	92	83	84	68	71	57	65
16歳	120	111	98	96	89	81	82	66	69	55
17歳	112	121	109	100	93	88	80	81	66	69
総数	1,472	1,399	1,301	1,217	1,128	1,056	990	929	870	820

※この場合における「児童」とは、児童福祉法に基づき満18歳に満たないものを指します。

(3) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

○表の見方○

①量の見込み…その事業の利用を希望する児童の予測人数。

②確保の内容…町内で確保される利用可能人数（定員）。

②－①…利用可能な定員数から利用を希望する児童数を引いたもの。マイナスになると待機児童が発生する見込みとなる。

■教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

		令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号	3号	1号	2号	3号	3号
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		80	58	9	38	67	51	9	39
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	420	57	3	30	420	57	3	30
	確認を受けない幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			6	16			6	16
	認可外保育施設		10	0	10		10	0	10
	計	420	67	9	56	420	67	9	56
②－①		340	9	0	18	353	16	0	17

		令和4年度				令和5年度			
		1号	2号	3号	3号	1号	2号	3号	3号
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		58	46	8	39	58	48	8	38
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	420	57	3	30	420	57	3	30
	確認を受けない幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			6	16			6	16
	認可外保育施設		10	0	10		10	0	10
	計	420	67	9	56	420	67	9	56
②－①		362	21	1	17	362	19	1	18

		令和6年度			
		1号	2号	3号	3号
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		56	49	8	36
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	420	57	3	30
	確認を受けない幼稚園	0			
	特定地域型保育事業			6	16
	認可外保育施設		10	0	10
	計	420	67	9	56
②-①		364	18	1	20

■3号認定（0～2歳）における各年度の保育利用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	47.0%	48.5%	49.5%	51.1%	51.8%



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

① 時間外保育事業（延長保育）

保育所の通常開所時間を超えて預けることができる事業です。

東伊豆町では通常開所時間内の保育でニーズが満たされているため、保育所における預かり保育を実施していません。

(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が昼間就労等により家庭にいない小学校児童を対象に、授業の終了後に指導員の活動支援のもと、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

東伊豆町では稲取小学校、熱川小学校で実施しており、必要な提供体制を確保できています。

(人)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量 の 見 込 み	1 年生	14	14	13	12	10
	2 年生	11	11	10	7	6
	3 年生	5	5	5	4	3
	4 年生	1	1	1	1	1
	5 年生	1	1	1	1	1
	6 年生	1	1	1	1	1
	小計	33	33	31	26	22
②確保の内容		80	80	80	80	80
②-①		47	47	49	54	58

③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等、身体上・精神上・環境上の理由により、家庭において養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

東伊豆町では利用実績はありませんが、ニーズに応じて提供体制の確保に努めます。

(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育てに関する不安や悩みの相談を受け付けているほか、親子で自由に遊び、交流する場を提供しています。

東伊豆町では稲取保育園子育て支援センター（たちばなクラブ）で実施しています。

（人回）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	2,720	2,375	2,090	1,975	1,832
②確保の内容	2,720	2,375	2,090	1,975	1,832
②-①	0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

保護者の病気、就労、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、幼稚園において在園児の預かり保育、保育所等の施設において一時預かり事業を実施するなど、必要な保育を行う事業です。

東伊豆町では 2 箇所で開催しており、提供体制は確保されています。幼稚園型以外の一時預かり事業の利用実績はありませんが、ニーズに応じて提供体制の確保に努めます。

■一時預かり事業【幼稚園型】						
（人日）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の 見込み	1号 認定	2,959	2,767	2,609	2,639	2,624
	2号 認定	0	0	0	0	0
	小計	2,959	2,767	2,609	2,639	2,624
②確保の内容		2,959	2,767	2,609	2,639	2,624
②-①		0	0	0	0	0

■一時預かり事業【幼稚園型以外】						
（人日）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

⑥ 病児・病後児保育事業

病気の児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）で、保護者が家庭で保育ができない（就労・病気等の理由による）場合、一時的に保育を行います。

東伊豆町では実施していません。

（人日）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動を行う事業です。

東伊豆町では平成 29 年度より提供体制を確保しています。

（人日）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	36	36	36	36	36
②確保の内容	36	36	36	36	36
②-①	0	0	0	0	0

⑧ 利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が行えるよう、利用希望者からの相談に応じた必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行う事業です。

東伊豆町では平成 28 年度に保健福祉センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健型の利用者支援事業を実施しています。

■基本型・特定型					
（箇所）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■母子保健型					
（箇所）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭に保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	34	32	30	28	27
②確保の内容	34	32	30	28	27
②-①	0	0	0	0	0

⑩ 養育支援訪問事業

児童虐待防止の視点から、育児不安を抱えているなど養育支援が特に必要とされる家庭を訪問し、養育に関する指導や相談支援を行う事業です。

東伊豆町では利用希望者がいなかったため利用実績はありませんが、ニーズに応じて提供体制の確保に努めます。

(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

⑪ 妊婦健康診査事業

母体とお腹の中の赤ちゃんの健康状態を確認し、病気の早期発見と安全な出産のために実施する健診事業です。

(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	34	32	30	28	27
②確保の内容	34	32	30	28	27
②-①	0	0	0	0	0

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。

今後、必要に応じて実施を検討していきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後、多様な主体による事業の展開について検討します。

第5章 施策の展開

1 安心して子どもを育てられるまち

安心して子育てができるよう、保育事業・子育てに関する情報提供・相談事業等の子育て支援を実施します。

また、サークル・各種教室を通し、親と子、親子同士の交流機会の創出に取り組むほか、男女共同参画に関する意識啓発、仕事と子育ての両立支援を行うことで男女がともに子育てにかかわりやすい環境を作ります。

(1) 地域における子育ての支援とネットワークづくり

事業名	取り組みと方向性	担当課
家庭的保育事業	両親の就労等により、日中保育できない保護者に代わり、在宅での保育を行います。 利用を希望する共働き家庭等のニーズに合わせて実施します。	住民福祉課
保育士・幼稚園教諭の資質向上	保育士の必要な知識・技能等、質の向上を目的に、保育士・幼稚園教諭の研修等の充実や、情報交換等を実施します。今後も継続して実施し、研修等への参加促進に努めます。	住民福祉課 教育委員会
保育サービスの一元的な把握	子育てに関する事業や施策、助成・補助あるいは利用可能な施設・設備等、子育てに必要な情報を一元的に集約し、町民が子育てに関する情報を入手しやすい環境をつくれます。 関係各課の連携を強化し、事業を推進します。	住民福祉課
利用者支援事業	子どもとその保護者の身近な場所で、子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施します。子育て世代包括支援センターとして保健福祉センターに設置し、妊娠期から切れ目のない支援に努めます。	健康づくり課



(2) 親子のふれあい促進

事業名	取り組みと方向性	担当課
育児サークル	月に1回、育児サークルを実施し、遊びを通した子どもの発育・発達の促進、母子と母親同士のつながりづくり、料理に親しむきっかけづくりを目的として、遊び（リトミック、読みきかせ）や幼児食・離乳食づくりを行います。 今後、参加者の増加につながるよう、実施日程や周知の方法を工夫します。また、食事面でフォローが必要な母子に対し、積極的に相談支援を勧めるようにします。	健康づくり課
絵本の読み聞かせ	乳幼児と保護者の心のふれあいや、幼児期の人格の基礎を養うことを目的に、「育児サークルおはなし会」、「ブックスタート」、「読み聞かせ教室」を実施します。 今後も継続して実施することで、子どもたちが本と出会う機会を増やします。	教育委員会 健康づくり課
子どもの広場	子どもたちが安心して遊べる場所づくりを目的に、熱川、稲取両小学校体育館において「子どもの広場」を開催します（社会福祉協議会が設立した「こどもの広場実行委員会」にて運営）。 今後も子どもの居場所づくりの充実を図るとともに、指導者やボランティアの育成について検討します。	教育委員会

(3) 仕事と子育ての両立の推進

事業名	取り組みと方向性	担当課
学校教育での男女共同参画推進	学校教育の場で、「男女のいずれもが働くことができること」「男女がともに子育てができること」等についての考え方を理解してもらえるよう、周知方法や具体的な取り組みについて、検討の場を設けます。	教育委員会
地域での男女共同参画推進	現在、具体的な事業は実施していません。今後庁舎内でのポスターの掲示、パンフレット等の配架を実施し、地域における意識改革の具体的な取り組みについて検討します。	教育委員会
一時預かり事業の推進	子育て支援の一環として、幼稚園における預かり保育の継続的な実施、保育所における一時預かり事業実施を検討します。	教育委員会 住民福祉課

2 親子の健康が保たれるまち

母子の心身の健康維持のため、各種健診・相談支援をはじめとする母子の健康づくり支援や、食育の推進・町内医療体制の充実等、保健・医療体制の整備に取り組みます。

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	取り組みと方向性	担当課
乳児健康診査	医療機関委託事業として4か月児・10 か月児健診を実施し、乳児の成長発達の確認と異常の早期発見を行います。 すべての乳児が健診を受けられるよう、子育て支援アプリ等を利用し受診勧奨します。	健康づくり課
訪問指導の実施	産後の育児不安の解消を目的に、乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児相談、母子の身体状況のチェック、町の保健事業の紹介等、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、必要な家庭には、適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな成長を支援します。 引き続き、全戸訪問に取り組みます。	健康づくり課
乳児健康相談	6か月児・12 か月児を対象に、発育・発達状況の観察を行い、個別に育児相談、栄養相談、はみがき指導を実施するとともに、産前産後サポート事業も併せて行います。さらに、赤ちゃんの心の成長発達推進のためのブックスタートを行います。 これらの事業の対象者数に応じ、より効果的な実施体制について検討します。	健康づくり課
1歳6か月児・3歳児健康診査	健診により、言葉の遅れ、生活リズムの乱れ、食事のバランス、発育発達状況等の確認を行い、異常の早期発見に努めます。また、親の精神面へのフォローも行います。 未受診者が対象期間内に受診できるよう、受診勧奨に努めるほか、対象者数の変化に伴い、近隣自治体との連携も含め実施体制を検討します。	健康づくり課



事業名	取り組みと方向性	担当課
2歳児教室	2歳児、2歳6か月児に対し、発育・発達の確認、親子体操、食育劇と栄養相談、歯科指導（フッ素塗布）を実施します。発達状況により支援が必要と判断された児童については適切な支援先につなげます。 参加者を増やすために周知の充実を図ります。	健康づくり課
妊婦相談	母子手帳交付時に実施し、妊娠中の望ましい生活・食事等について伝えます。 妊娠期から個別のかかわりが必要と判断された人には、訪問等で妊娠中からの支援へとつなげます。	健康づくり課
妊婦健康診査	急激な母体変化、胎児異常の早期発見に努め、安心・安全な出産を行えることを目的に、必要な健康診査（14回）を助成し、医療機関委託で行います。 引き続き、受診率の向上に努めます。	健康づくり課
予防接種の推進	予防接種に対する正しい知識の普及を図り、未接種者への接種を勧めることで、感染症の予防を図ります。 引き続き、受診率の向上に努めるとともに、任意の予防接種に対する助成制度を検討します。	健康づくり課
歯科保健の充実	平成15年より、1歳6か月から半年ごとのフッ素塗布、平成23年より乳児相談における歯科指導を実施し、歯科保健について正しい知識の普及を図っています。 今後もより一層知識の普及を図り、歯科保健の充実に努めます。	健康づくり課
あかちゃん教室	乳児期の子どもを対象に、親同士の仲間づくりや情報交換の場、育児不安の解消の場として実施します。 より多くの人に参加してもらえるよう、新生児訪問等を利用し周知を図ります。	健康づくり課
産後ケア事業	産後4か月になるまでの乳児と母親を対象に、デイケアまたはショートステイで母親の休養、保健指導等の育児支援を行います。 事業の周知を行い、利用者の増加につなげます。	健康づくり課
産前・産後サポート事業	妊娠中から産後にかけた不安・授乳等の相談に対し、月1回の定例相談会（妊娠～産後なんでも相談）と助産師訪問を行います。 また、継続支援が必要な人には、定例相談会以外の個別相談もあわせ、授乳方法やタイミングについての助言、発育の経過観察等支援を実施します。 事業の周知を行い、利用者の増加につなげます。	健康づくり課

事業名	取り組みと方向性	担当課
産婦健康診査	産後 2 週間、産後 1 か月の 2 回、産科医療機関で母の身体面・精神面の健康診査を実施し、費用の助成を行います。 引き続き利用しやすい体制整備に努めます。	健康づくり課
新生児聴覚スクリーニング検査費用助成	新生児聴覚スクリーニング検査の費用を一部助成します。 検査受診の意義について引き続き周知します。	健康づくり課
療育教室	発達に特徴のある子ども、育てにくさを感じている親への支援の場として実施します。 また、より専門的な支援が必要な場合には、医療機関受診の勧め等早期治療につながるよう努めます。	健康づくり課

(2) 保健・医療等の充実

事業名	取り組みと方向性	担当課
食育推進事業	子どもの頃から食事の楽しさ・大切さを学び、元気な体・豊かな心を育む食育を親子で実践することを目的に、すべての幼稚園において食育事業を定期的に行います。 引き続き食育推進計画の内容に基づき推進します。	健康づくり課
乳幼児医療体制の充実	近隣の市町等も含めた関係機関と、乳幼児医療体制について連携を図ります。 今後も関係機関との連携を強化し、乳幼児医療体制の充実を図ります。	健康づくり課 住民福祉課



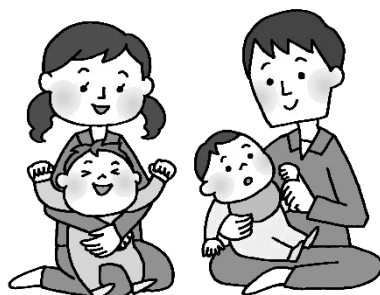
3 子どもが健やかに育つ教育があるまち

子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境をつくるため、児童・生徒、これから親になる人、さらには今後町内で子育てをする可能性のある人に向け、子育て世代の育成に取り組みます。

また、学校の授業の質の向上や施設整備等を通し、町内でより良い教育が受けられる環境を整備します。

(1) 次世代の親の育成

事業名	取り組みと方向性	担当課
小中高校生と乳幼児とのふれあい	学校現場において、「職業体験事業」として保育所や幼稚園での体験活動を実施します。また、小・中・高等学校の運動会をはじめ、学校行事に園児が参加することで、ふれあいの場を設けます。 今後も、事業を継続し、子どもたちのふれあいの機会の充実を図ります。	教育委員会
若者のUターンの推進	人材の確保や産業振興を目的に、平成 29 年からは美しい伊豆創造センターを中心として首都圏における合同企業説明会、移住相談会を開催し、若年層を対象にUターン事業として、就職及び本町での起業、移住勧誘等を行っています。 引き続き首都圏において就職ガイダンスを行い、当町への就職を促し、企業斡旋等も同時に行うようにします。首都圏の大学とも連携を進めます。	企画調整課
パパママ教室	妊婦とその家族を対象に、妊娠中の望ましい生活・食事等についての保健指導、正しい知識の提供により、母子ともに健康な出産、妊娠期・産後の生活につなげることを目的に実施します。 特に初産婦や、教室を行なっていない病院で出産予定の母親等にはできるだけ参加してもらうよう、呼びかけを行います。参加者数の変化に対応し、近隣市町とも連携して実施します。	健康づくり課



(2) 園・学校の教育環境等の整備

事業名	取り組みと方向性	担当課
評議員制度	町内の小・中学校すべてに学校評議員を置くことで、各校の学校評価を受け、地域の視点から意見等を伺う機会を設けます。 認可保育所においても評議員を設置します。 今後も評価を行い、適切な運営に努めます。	教育委員会
教職員及び保育士の資質向上	各校研修主任を中心に、授業力向上に向けた研修会を開催します。また、指導主事が県の方針について指導を行います。 また、幼稚園教諭・保育士の知識・技能等質の向上を目的に、研修等の充実や情報交換等を実施します。 今後も継続して実施し、教職員及び保育士の資質向上に努めます。	教育委員会 住民福祉課
園・学校施設、設備の整備	国の補助事業等を利用し、園・学校施設の整備を行います。 今後も計画的な設備整備に努めます。	教育委員会
不審者対策の強化	各校で不審者対策に向けた訓練的な研修を行います。 また、地区ネットワークを活用した情報伝達や、一斉配信メールを活用し、情報を共有します。 防犯カメラの新規設置等、今後も不審者対策の取り組みの強化を推進します。	教育委員会
スクールカウンセラーの設置	小・中学校でスクールカウンセラーを設置し、校内での情報交換や研修に携わります。 子どもたちの健全な育成に向け、スクールカウンセラーとの連携・情報共有を図ります。	教育委員会
学校間の交流の拡大	「幼保小中高連携事業」を推進し、学習面に限らず、特別活動面においても学校間の交流を図ります。 今後も学校間の交流機会について充実を図ります。	教育委員会
幼児教育と学校教育の連携の推進	「幼保小中高連携事業」を推進し、小中高生が幼稚園・保育所と交流する機会を設けます。 今後も幼児教育と学校教育の連携体制の強化を図ります。	教育委員会
道徳教育の充実	各校で道徳推進教師を中心に、道徳指導を行うほか、教育活動のすべてにおいて道徳教育と捉えた指導を行います。 年間指導計画を作成し、計画的指導を行います。	教育委員会

4 支援が必要な子育て家庭にやさしいまち

困難を抱える子どもや、支援が必要な子育て家庭に対し、児童虐待防止・ひとり親家庭支援・障害児施策の充実という視点から適切な支援を実施します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	取り組みと方向性	担当課
虐待防止の体制強化	東伊豆町要保護児童対策地域協議会や個別のケース会議等を開催し、リスクのある児童について常に情報を共有します。 今後も情報共有に努めるとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置を進め、児童虐待を防止します。	住民福祉課
母親・父親への訪問ヒアリング	新生児訪問等の際に、母親あるいは父親への育児相談や育児状況のヒアリング、子どもの身体チェック等を行い、虐待の防止、早期発見に努めます。 引き続きチェックを行い、虐待防止に努めます。	健康づくり課

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

事業名	取り組みと方向性	担当課
支援施策の情報提供	母子・父子家庭への支援施策について、広報等で周知します。 今後も支援を必要とする家庭等に対し、適切な情報提供に努めます。	住民福祉課
母子家庭の就労支援	母子父子寡婦福祉資金や生活資金、技能習得資金の貸付等、ひとり親家庭への支援を行います。 今後も案内を行い、適切な支援に努めます。	住民福祉課

(3) 障害児施策の充実

事業名	取り組みと方向性	担当課
卒後進路指導の充実	障害担当と関係機関でのケース検討会議を開催します。自立支援協議会や近隣圏域の関係機関等と連携し、ケースに応じた進路指導の充実を図ります。	住民福祉課
障害児の就学相談・指導の充実	年に2回、就学指導委員会を開催し、特別支援学校または特別支援学級の対象と思われる児童・生徒、また、就学免除・猶予が適当と思われる児童・生徒の処遇について、児童委員・園長・学校長等から意見を聞き、支援を行います。 今後も事業を継続し、十分な検討のもと支援を行います。	教育委員会

事業名	取り組みと方向性	担当課
早期発見・治療の推進	妊娠時や乳幼児期の健康診査及び相談を通じた早期発見や、発見された時の早期治療を推進します。 早期発見・治療の推進に向け、療育教室等、要支援児への支援体制を整えます。	健康づくり課

5 安心・安全に暮らせるまち

安心して子育てができるように、居住環境・公共設備の管理を行い、子どもが安全に過ごすことができる環境づくりに取り組むとともに、交通安全の啓発や防犯活動、防災対策を実施します。

(1) 生活環境の整備

事業名	取り組みと方向性	担当課
居住環境についての調査の実施	子育てがしやすい居住環境の整備を目的に、現在どのような点に不便さがあり、また、どのような支援が必要か調査し、施策を検討します。 より良い居住環境の整備に向け、定期的に調査を実施し、問題点等の把握に努めます。	住民福祉課
公園・広場等の設置推進	公園や広場をはじめ、公共施設等の空き部屋を利用した遊び場の整備や、既存施設の再整備について検討します。 児童遊園地の遊具の点検等施設管理に努めるとともに、必要に応じて整備を行います。	住民福祉課
街路灯・防犯灯の設置	公園や広場等、街路灯や防犯灯の整備が進んでいない箇所について、順次整備を行います。	住民福祉課
外出環境の調査の実施	書店・コンビニ・玩具店・飲食店等に県青少年のための良好な環境整備に関する条例に基づき、熱川・稲取両地区の青少年健全育成会で立ち入り調査を年2回実施します。 今後も調査を継続し、青少年の健全な育成を図ります。	教育委員会

(2) 交通安全の確保

事業名	取り組みと方向性	担当課
チャイルドシート着用の推進	チャイルドシートについての正しい使用方法から使用効果、あるいは関連する法律について、広報誌やホームページ等を通じて啓発します。 今後も啓発を行い、チャイルドシートの普及に努めます。	住民福祉課
交通安全教室の開催	関係機関と連携し交通安全教室を開催することで、交通事故の怖さや悲しさを知ってもらい、また交通事故防止のためにすべきことについて啓発します。 引き続き交通安全教室を実施するとともに、子どもだけではなく、保護者への交通安全教室の啓発を検討します。	住民福祉課

(3) 防犯に向けた活動の推進

事業名	取り組みと方向性	担当課
パトロール活動の強化	民生委員や学校、ボランティア等と連携して、防犯ネットワークを形成し、町内のパトロール活動を行います。 今後も、子どもたちの安全を守るため、パトロール活動の強化を図ります。	住民福祉課 教育委員会
被害に遭った子どもの保護の推進	警察、児童相談所、青少年に関する相談窓口となる機関と連携し、子どもたちの保護を実施します。 今後も事業を継続し、子どもの保護に努めます。	教育委員会

(4) 防災対策の推進

事業名	取り組みと方向性	担当課
防災対策の徹底	各小・中学校及び幼稚園・保育園において、各校、園が定める消防計画書及び地震防災計画書に基づき定期的に防災訓練を行います。子どもたちが安全に避難できるよう避難・誘導訓練等を実施するとともに、情報収集及び連携に努めます。また、日常の点検活動も行い防災・減災の意識の向上を図ります。 今後も取り組みを継続して実施します。	教育委員会 住民福祉課
地域の自主防災活動への参加促進	総合防災訓練や地域防災訓練等における自主防災活動への小・中学生の参加を促進することで、防災意識の向上を図ります。また、地域活動への積極的な参加を促すことで地域とのつながりをつくります。 今後も取り組みを継続して実施します。	防災課 教育委員会 住民福祉課

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ね備えており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進していきます。

(2) 関係機関・団体との連携

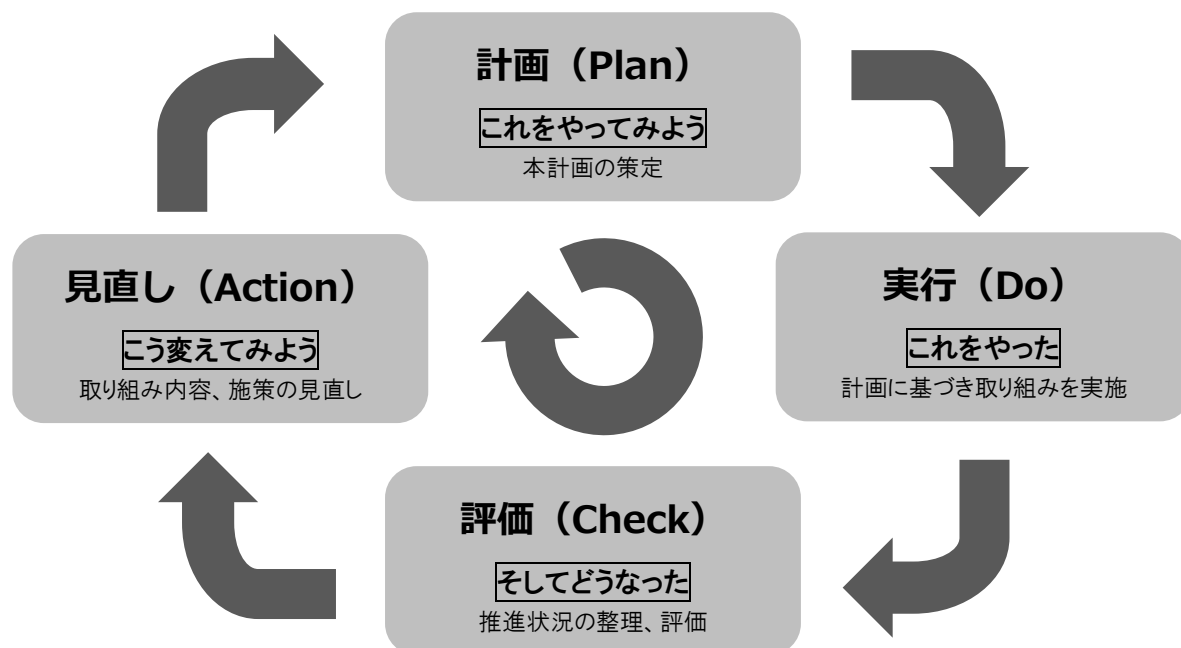
計画の実現にあたっては、行政だけではなく町全体で子ども・子育て支援に取り組むことが求められます。そのため、町内の子育て支援にかかわる、保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等と、子育て家庭と行政との連携の強化を図ります。

2 計画の進行管理

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、関係各課や関連機関、団体との連携強化を進めるとともに、児童環境づくり推進委員会において計画の進捗について確認する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・評価・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 東伊豆町児童環境づくり推進委員会設置要綱

(平成 10 年 5 月 22 日要綱第 3 号)

改正

平成 11 年 7 月 28 日要綱第 9 号

平成 14 年 3 月 22 日要綱第 2 号

平成 15 年 10 月 23 日要綱第 25 号

平成 18 年 4 月 28 日要綱第 20 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内の児童環境づくりの円滑な実施を図るため、東伊豆町児童環境づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童環境づくりの円滑な実施のための助言・提言
- (2) モデル的、先駆的事業の企画及び広報等、各種情報の収集及び提供
- (3) 児童環境づくりに関わる各種団体との連携体制の確立
- (4) その他児童環境づくり事業の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 区長会の代表者
- (2) 保健、医療、福祉関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 児童育成に熱意のある者
- (5) その他町長が必要と認める者

(役員)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、その職に基づいて委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 委員長が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 28 日要綱第 9 号）

この要綱は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 22 日要綱第 2 号）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 23 日要綱第 25 号）

この要綱は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 28 日要綱第 20 号）

この要綱は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

2 東伊豆町児童環境づくり推進委員名簿

所 属	役 職	氏 名
東伊豆町民生委員児童委員協議会	委員長 主任児童委員	秋永 峰代
社会福祉法人たちばな童園稲取保育園	園長	鈴木八重子
東伊豆町教育委員会事務局	教育長	黒田 種樹
東伊豆町区長会	会長	黒田 益之
家庭的保育者	保育ママ	小柴さとみ
社会教育委員会	委員長	柿沼 悠子
東伊豆町立熱川幼稚園	園長	太田 輝美
東伊豆町立稲取幼稚園	園長	山梨由加里
東伊豆町健康づくり課	課長補佐	柴田美保子
東伊豆町住民福祉課	参事	木田 尚宏
子育て中の保護者	保育園代表	菅原真由美
子育て中の保護者	幼稚園代表	古川 幸子

(敬称略)

3 計画の策定経過

開催日	項目	内容
平成 30 年 9 月 19 日	平成 30 年度第 1 回 児童環境づくり推進委員会	・アンケート調査票の検討 ・今後のスケジュールについて
平成 30 年 10 月 22 日～ 11 月 16 日	子育て支援についてのアンケート調査	・アンケート調査を実施 ①町内在住で、小学校就学前の児童（0～5 歳）がいる全世帯（317 件）。回収数 266 件（回収率：83.9%） ②町内在住で、小学生がいる全世帯（391 件）。回収数 346 件（回収率：88.5%）
平成 31 年 2 月 7 日	平成 30 年度第 2 回 児童環境づくり推進委員会	・アンケート調査結果及び分析等の報告について
令和元年 6 月 25 日	令和元年度第 1 回 児童環境づくり推進委員会	・計画策定に伴う概要説明 ・策定スケジュールについて
令和元年 10 月 29 日	令和元年度第 2 回 児童環境づくり推進委員会	・子ども子育て支援事業計画案の検討
令和元年 12 月 17 日	令和元年度第 3 回 児童環境づくり推進委員会	・子ども子育て支援事業計画案の検討 ・パブリックコメントの実施について
令和 2 年 1 月 14 日～ 2 月 7 日	パブリックコメントの実施	・計画案についてパブリックコメントの実施

第2期東伊豆町子ども・子育て支援事業計画

編集・発行：東伊豆町 住民福祉課 子育て支援係

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 3354

TEL : 0557-95-6204 FAX : 0557-95-5691

E-mail : fukushi@town.higashiizu.lg.jp

